

令和6年度 四国大学自己点検・評価報告書

1. 全学

【基準1 理念・目的】自己評価： 1 できている 2 一部できていない 3 できていない

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
1	①	〈理念・目的の設定〉 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性	1	・本学の建学の精神である「全人的自立」とは、知識・技術の修得とともに、人間的な成長を志向し、社会に貢献できる実践的な力を確立することであり、この「全人的自立」の実現をめざし、次の4項目を教育理念・目的として定めている。 1．本学は立派な社会人として自立できる人を育てます。 2．本学は知識を受け入れるだけでなく、自ら考え探究する人を育てます。 3．本学は学生と教職員や社会人との触れ合いを重視し、人間性豊かな人を育てます。 4．本学は幅広い視野を持ち、社会・地域に貢献できる就業力に富む人を育てます。 以上の、教育理念・目標を踏まえ、学則及び大学院学則に本学の目的を定めるとともに、学部・学科及び研究科ごとに人材育成その他の教育研究上の目的を定め、大学の理念・目的との連関性を担保している。 (根拠資料) ・ウェブサイト（学校法人四国大学寄附行為） ・大学学則 ・大学院学則
1	②	〈理念・目的の公表〉 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表	1	・教育理念・目標については、入学案内、入学試験要項、学生生活のてびき、本学ホームページで公表している。また、大学の目的及び各学部・学科の目的は学則に、各研究科の目的は大学院学則に適切に明示している。これら各学部・研究科の目的は四国大学履修要綱、四国大学大学院履修要綱、本学ホームページに明示し、教職員及び学生に適切に周知し、社会に対して公表している。 (根拠資料) ・入学案内 ・入学試験要項 ・学生生活のてびき2024 ・ウェブサイト（建学の精神） ・大学履修要綱 ・大学院履修要綱 ・ウェブサイト（情報の公表（学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的））
1	③	〈計画・施策等の設定〉 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定	1	・2023（令和5）年度から5カ年の計画とし「大学改革ビジョン2023」及びこの計画に係る中・長期財政計画を策定した。 ・「大学改革ビジョン2023」においては、大学の永続的発展に向けて中・長期的な持続可能性を高めるもの、教育研究の機能強化と質的向上に資するもの及び前計画に引き続き新計画においても目標達成のために事業、組織及び機能を改革するものを中心として、5つの分野について大学改革に取り組む重点事項を設定している。さらに、大学改革の具体の実施に当たっては、重点事項の5分野において、各課題に対する厳選した30項目の具体の行動計画を策定している。 (根拠資料) ・大学改革ビジョン2023 ・第3期中期計画に係る中・長期財政計画

【基準2 内部質保証】

自己評価： 1 できている 2 一部できていない 3 できていない

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
2	①	〈全学的な方針・手続きの明示〉 内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。	○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）	1	・令和3（2021）年3月大学基準協会の認証結果を受け、令和4（2022）年9月に「四国大学内部質保証推進規則」及び「四国大学内部質保証方針」を制定し、従来の質保証に係る組織体制の見直しを図るとともに、新たに本学の内部質保証に係る方針を策定した。内部質保証の目的は、本学の建学の精神及び教育研究理念をはじめとする自らの理念、目的、各種方針等に基づき、教育研究活動その他本学の諸活動全般を自己点検・評価した上で、その結果を検証・改善することにより、教育研究の質的水準を恒常的かつ継続的に向上させること（以下「内部質保証システム」という。）を目的としている。 ・また、内部質保証システム自体の適切性についても定期的に検証し、その結果を改善・向上に結びつけるとともに、これらの取組内容について学外に積極的に発信することで、社会に対する説明責任を果たし、社会的信頼の向上を図ることとしている。 ・内部質保証を推進する組織は、内部質保証の客観性を担保する観点から、「内部質保証の推進に責任を負う」組織と「自己点検・評価の実施を担う」組織とに分けることとし、大学内部質保証推進委員会においては、学長を最高責任者として本方針に基づく自己点検・評価の基本方針の策定、実施結果・改善結果の点検、改善事項の監理及び結果の公表を担い、内部質保証推進に責任を負う組織として位置付けている。また、自己点検・評価委員会においては、自己点検・評価の実施及び点検結果の取りまとめを担う組織として位置付けている。 ・内部質保証の体制は「四国大学内部質保証システム体系図」に示しているとおり、内部質保証の推進組織である推進委員会、自己点検・評価の実施を担う評価委員会、自己点検・評価活動及び改善活動を行う各学部・学科及び各研究科並びに各事務局（以下「各部局等」という。）との権限や役割分担を明確化している。推進委員会は全学的に内部質保証を推進、機能させるとともに、各部局等の自己点検・評価結果の報告、改善計画や改善状況の監理を通じて部局単位の内部質保証システムを実質化するための連携・支援の役割を担っている。 ・「四国大学内部質保証推進規則」及び「四国大学内部質保証方針」に基づき、自己点検・評価の基本方針及び実施方針に従い本学の内部質保証システムのPDCAサイクルを循環させていくこととする。 （根拠資料） ・四国大学内部質保証方針 ・四国大学内部質保証推進規則 ・四国大学内部質保証システム体系図 ・令和6年度四国大学・四国大学短期大学部における自己点検・評価の基本方針 ・令和6年度四国大学・四国大学短期大学部における自己点検・評価の実施方針
2	②	〈推進体制の整備〉 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 ○全学内部質保証推進組織のメンバー構成	1	・内部質保証を推進する組織は、内部質保証の客観性を担保すること、及びPDCAサイクル機能の適切化の観点から、「企画、自己点検・評価の実施結果の点検及び調整、改善事項の監理を行い、内部質保証に責任を負う」組織として大学内部質保証推進委員会を設置している。その他、「自己点検・評価の実施を担う」組織である自己点検・評価委員会及び自己点検・評価活動及び改善活動を行う各部局等とに分かれており、権限や役割分担を明確化している。 ・大学内部質保証推進委員会は、学長を委員長とし、副学長、事務局長、各研究科長、各学部長及び短期大学部部長、教育・学生支援部長、その他学長が必要と認める者（大学評価について専門的な知識を有する者）で構成されている。また、自己点検・評価委員会は、副学長を委員長とし、各研究科・各学部及び短期大学部から選任された教授 各1名、事務局各部長、総合企画課長、教育支援課長、その他学長が必要と認める者で構成されている。 （根拠資料） ・四国大学内部質保証推進規則 ・大学内部質保証推進委員会委員一覧 ・自己点検・評価委員会委員一覧 ・四国大学内部質保証システム体系図

【基準3 教育研究組織】

自己評価： 1できている 2一部できていない 3できていない

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
3	①	〈教育研究組織の設置状況〉 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	○大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性 ○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性 ○教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性 ○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮	1	・大学の学部構成は文学部、経営情報学部、生活科学部、看護学部の4学部から成り立っており、各学部を基礎としてそれぞれ大学院研究科（文学研究科、経営情報学研究科、人間生活科学研究科、看護学研究科）を設置している。これらの学部・研究科の教育研究を推進するために大学附属の教育研究機関を設置しており、大学の理念・目的に沿った適切な教育研究組織となっている。また、令和2（2020）年度に既存の5つの附属研究所を統合した「四国大学学際融合研究所」に改組し、社会の変革や要請に応える新たな研究推進体を創出した。さらに、研究所に設置する4つの研究会（Society5.0研究会、AI・数理・DS研究会、次世代ICT教育開発研究会、保育・教育臨床研究会）とともに、これまでの研究成果を基盤に分野横断的な研究の深化・発展を図ることにより、本学の学術的調査研究の推進に努めている。その他、学内共同教育研究施設として全学共通教育センター、教職教育センター、地域教育・連携センター、機器センター、書道研究センター、情報教育センター、生涯学習センター、看護研修センター及び学修支援センターを設置している。 ・令和4（2022）年度から教職教育センターを設置し、全学的な教職課程の点検・評価及び改革・改善を推進し、当該課程の質の保証・向上に取り組んでいる。 ・これら研究推進組織に加えて、「四国大学グリーントランスフォーメーション推進機構」では、徳島県や県内自治体等との連携により、徳島県「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」宣言の達成と地域のゼロカーボン化及び脱炭素化に向けて創出された研究成果の社会展開を促進に向けた取り組みを行っている。また、令和5（2023）年7月に設置された「四国大学サステナブル推進本部」では、四国大学サステナブル宣言に基づき、大学の全ての構成員・組織が SDGs の理念に即し、またその実現のための教育・研究・人財育成及び社会貢献活動を推進し、地域との共生と世界のサステナビリティの実現に貢献する大学として取り組んでいる。 （根拠資料） ・四国大学学際融合研究所規則 ・四国大学全学共通教育センター規則 ・四国大学教職教育センター規則 ・四国大学地域教育・連携センター規則 ・四国大学機器センター管理運営規則 ・四国大学書道研究センター管理運営規則 ・四国大学情報教育センター規則 ・四国大学生涯学習センター規則 ・四国大学学修支援センター規則 ・四国大学看護研修センター規則 ・四国大学グリーントランスフォーメーション推進機構設置要綱 ・四国大学サステナブル推進本部設置要綱
3	②	〈教育研究組織の適切性の点検・評価、改善・向上〉 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	1	・教育研究組織としての適切性については、中央教育審議会での高等教育に関する検討状況、地域社会のニーズ及び高校現場からの要望や本学への志願者数の状況を踏まえて、絶えず教育研究組織の検証と見直しを行っている。検証・見直しの組織・方法としては、まず学内理事等で構成する経営会議で方向性を示し、必要に応じて学内での準備・検討のための組織を設置し、これらの組織での検討結果を基に教学及び法人での学内手続きを経て実施することとしている。また、令和5（2023）年度から社会情勢や地域の人材ニーズの変化を見据え、魅力ある教育研究分野を創出するとともに、学部・学科・コース等、教育組織の再編を検討するため、大学改革推進本部の下に教育組織検討委員会を設置し検討を行っている。 ・学部・学科については、「教育改革推進委員会」、研究科については当該委員会の下に設置する「大学院専門部会」において、各組織の活動が現時点の高等教育に求められる内容に照らして適切か、また、地域社会のニーズ、国際的環境との整合性等の観点から点検・評価を行い、カリキュラムの開発・変更、各学科のコース再編、入学定員の見直し等改善・向上につなげている。附置研究所についても、「四国大学研究推進委員会」において、組織の適切性について点検・評価し、必要な改善を行っている。 （根拠資料） ・学校法人四国大学経営会議規程 ・学校法人四国大学寄附行為実施規程 ・四国大学評議会規則 ・四国大学教育改革推進委員会規則 ・四国大学研究推進委員会規則 ・教育組織検討委員会設置要綱

【基準 4 教育課程・学修成果】

自己評価： 1 できている 2 一部できていない 3 できていない

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
4	①	〈卒業（修了）認定・学位授与の方針の設定と公表〉 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表	1	・「卒業（修了）認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）は、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）とともに、入学案内、大学院入学案内、入学試験要項、履修要綱や大学ホームページ＜3つのポリシー＞において公表している。「卒業（修了）認定・学位授与の方針」は、大学としての方針のもとに、学科(学士課程)及び大学院研究科の課程（修士課程・博士課程）ごとに課程修了に当たって、学生が修得すべき知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を定め、履修要綱及び大学ホームページ＜ディプロマ・ポリシー＞に明示し、公表している。各学部・学科においては引き続き各ポリシーの適切性について検証し、適宜必要な見直しを行っている。 (根拠資料) ・入学案内 ・大学院入学案内 ・ウェブサイト（ディプロマ・ポリシー） ・自己教育力GUIDE ・入学試験要項 ・四国大学履修要綱 ・四国大学大学院履修要綱 ・ウェブサイト（学修の成果に係る評価並びに卒業及び修了の認定に当たっての基準）
4	②	〈教育課程編成・実施の方針の設定と公表〉 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性	1	・教育目的に基づく「教育課程編成・実施の方針」については、大学としての方針及び学科(学士課程)ごとの方針を定めている。この方針は、当該学位を授与するための体系的な教育課程の編成に求められる、教育内容、方法及び教育評価で構成されており、履修要綱及び大学ホームページ＜カリキュラム・ポリシー＞に明示し、公表している。 ・大学の「教育課程編成・実施の方針」においては、「教育内容」として、全学共通教育、専門教育、免許・資格取得のための教育、四国大学スタンダード、キャリア教育・地域教育そして、語学教育（英語、中国語、韓国語、日本語教育）それぞれの編成意図について、また、「教育方法」については、講義、演習、実習の組み合わせによる教育、すべての学科・コースごとにカリキュラムマップの作成・活用、アクティブラーニング形式の授業の積極的導入及び学年ごとの「自己教育力シート」の活用等を明記し、「教育評価」としては、学修成果の評価方法及び学修の到達度と評価を明記している。 ・大学学部・学科の授業科目は、「全学共通科目」、「専門科目」並びに「自由科目」に大別され、それぞれの授業科目ごとに必修又は選択科目が定められている。授業科目は各学科・専攻の人材養成の目的及び学位授与の方針に掲げる知識・技能などを修得させるために体系化され、それぞれ、講義、演習、実習の授業形態を適切に組み合わせて編成されている。各学科・コースの教育課程においては、学生が大学4年間の学びによって、「卒業認定・学位授与の方針」で求める知識・能力が身に付くよう、専門科目を中心に、学問分野・領域別、学期別に体系的な配置を理解しやすいように、学科・コース全体の学習構造を俯瞰できるよう編集した「カリキュラムマップ」を作成し、活用している。また、学生の主体的な学びの力を高めるために、グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションを取り入れたアクティブラーニング形式の科目やフィールドワーク等を取り入れた科目の導入など教育方法の改善を図っている。科目構成、科目区分、必修・選択の別、単位数との関連、各種免許資格との関連、また、カリキュラムマップについても履修要綱に明示し、学生に周知している。 ・大学院研究科においても、各専攻の課程ごとの「教育課程の編成・実施方針」に当該教育課程で求めている教育内容、教育方法、教育評価方法が示されている。科目構成、科目区分、必修・選択の別、単位数等については、学則及び履修要綱に明示し、大学ホームページ＜カリキュラム・ポリシー＞において公表している。 (根拠資料) ・大学履修要綱 ・大学院履修要綱 ・大学学則 ・大学院学則 ・ウェブサイト（カリキュラム・ポリシー）

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
4	③	〈方針に基づく授業科目の開設と教育課程の体系性〉 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】） ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施	1	・大学の教育課程は、教育課程編成・実施の方針に基づき「全学共通科目」「専門科目」「自由科目」から編成している。各種資格取得に関連する科目については、学部、学科ごとに開設されており、それぞれの資格取得が可能になっている。大学院についても、各研究科の教育課程の編成・実施方針に基づいて、必要な授業科目を開設しており、教育課程を体系的に編成している。各学部・学科並びに大学院の研究科（専攻）ごとの教育課程の編成に際しては、授業科目の年次配置など学生の履修に配慮した順次性と体系性を有する編成としている。 ・大学の教育課程は、「教育課程編成・実施の方針」に基づき「全学共通科目」「専門科目」「自由科目」から編成されている。各種資格取得に関連する科目は、学部、学科ごとに開設されており、各種資格取得が可能になっている。「全学共通科目」は、社会を生き抜く力を身に付けるため、「四国大学スタンダード基礎科目」「初年次・基礎教育科目」「キャリア科目」「教養科目」「地域連携科目」「グローバル関連科目」の6つの科目区分ごとに授業科目を開設している。「専門科目」は、取得希望の免許・資格、卒業後の進路などを考慮して専門を中心とする必修・選択科目を開設している。「自由科目」は、「他分野専門科目」「免許資格科目」「地域教育関連科目」「外国人留学生科目」「ダブルディグリープログラム科目」「日本語教員養成課程科目」からなる。 ・各学部・学科、大学院の研究科ごとの教育課程の編成では、学生の履修に配慮した順次性と体系性を有する編成としている。 ・単位については、単位制度の趣旨に基づき1単位は授業科目を45時間（1時間は45分）の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の形態・方法に応じて当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、基準を定めている。「学則」や「履修要綱」に各学部・学科ごとに履修の目的等について詳しく説明、授業科目、開設期、単位数についても明示している。 ・「教育改革推進委員会」を設置し、各学部・学科・研究科から、カリキュラムの検証結果等の報告を受け、改善に向けて計画、実施、検証等を指示している。 ・学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を育成する適切な教育については、「全学共通科目」において、社会人として必要な基礎的な資質・能力を身に付けるための「スタンダード関係科目」、望ましい職業観、勤労観、職業に関する知識や技能を身に付け、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するための「キャリア教育科目」を配置している。各学部・学科、研究科の専門教育においても、直接的・間接的に社会的及び職業的自立に必要な能力の育成を図っている。 ○全学共通教育の科目区分としてキャリア科目があり、「キャリア形成入門」「キャリア開発」「インターンシップ」「徳島の魅力・徳島で働く」「ダイバーシティ・キャリアデザイン」などのキャリア科目を設定している。本課では、「キャリア開発」「四国大学インターンシッププログラム」を担当し、県内企業・自治体と連携しながらプログラムを開発し、学生の職業に関する知識や技能を高め、主体的に進路を選択する能力・態度を育成してる。また、就業力育成カリキュラムマップを作成し、教員への就業力育成科目に関するアンケート調査、学生への就業力育成自己評価アンケートを実施し、学生の就業力育成、教員の授業改善、各学科のカリキュラム改善等に繋げている。 （根拠資料） ・大学学則 ・大学院学則 ・履修要綱 ・カリキュラムポリシー ・大学設置基準 ・四国大学教育改革推進委員会カリキュラム検証等専門部会設置要綱 ・四国大学内部質保証推進規則 ・就業力育成推進委員会資料 ・四国大学インターンシップ実施要項 ・キャリア開発授業計画表

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
4	④	〈学習の活性化と効果的な教育〉 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】） ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】） ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）	1	・全学部・学科において1年間の履修登録単位数を設定し、履修要綱に掲載している。文学部では、1年次から3年次は48単位、4年次は41単位（編入学生は3年次・4年次とも48単位）、経営情報学部では1年次から3年次は48単位、4年次は36単位（3年次・4年次とも48単位）、生活科学部は1年次から4年次まで48単位（編入学生は3年次・4年次とも48単位）、看護学部では、1年次から3年次までは48単位、4年次は41単位（編入学生は3年次・4年次とも48単位）を、上限として定めている。履修登録単位数の上限設定については、令和3（2021）年3月大学基準協会の認証評価結果の指摘事項を踏まえ、履修科目単位数の上限及び対象科目等のルールを見直し、単位の実質化を図るため、「履修科目単位数の上限に関する内規」の改正を行い、令和5（2023）年度入学生から適用している。 ・シラバスについては、毎年度始めに、統一の様式により、すべての授業科目において、授業の目的・内容、到達目標、授業計画、事前・事後指導などについて詳細に記している。毎年、学長、教育・学生支援部長からシラバス作成の際の必須事項、留意事項が示され、それに基づきのシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。 ・毎学期終了後「学生による授業評価」を実施。「時間配分など授業の進め方、教科書や配布資料などの教材は適切でしたか。」の設問が設けられており、授業内容・方法とシラバスの整合性を確認している。このアンケート結果は担当教員にフィードバックされ、授業改善に役立てられている。FD委員会では指導が必要と認められたものについては、学長が面接の上、直接改善を指導している。 ・全学部・学科で学生の主体的参加を促すために、全学共通科目及び専門科目を教育内容や学生の理解度に合わせて講義、演習、実験・実習の効果的かつ適切な組み合わせによる教育を実施している。特に、臨地実習は指導教員と臨地指導者の連携・協力のもと必要な助言・指導を受けながら学修を深めている。更に、大学全体でアクティブラーニングを取り入れた授業の拡大を図っており、授業形態や内容の工夫・改善に努めている。 ・本学では、大学のコンピュータ上に学生一人ひとりの学修履歴を記録するためのポートフォリオ「自己教育力シート」を構築しており、学生は在学期間中を通して自ら授業科目、正課外活動、ボランティア活動等を記録することで、チューターとの情報共有を図り、チューターによる指導や励ましによって成長を続けている。 ・シラバスの作成時に「シラバス作成のガイドライン」が配布され、この中の【授業計画詳細】欄に授業回数ごとに「事前学修、事後学修」の具体的な内容と時間を記述するように書かれており、各担当教員がこのガイドラインに従って適当な学修課題を提示することになっている。 ・各学科の教育課程における授業形態への配慮や履修指導については、講義による授業は、200人までを1クラスとすることを原則とし、実験・実習・実技・演習は50人を基準とすることが授業開設クラスサイズ基準に定められている。このほか、特に必要な授業科目については、学長の許可を得て編成することができる。 ・大学院修士課程（博士前期課程）においては、学生に対する授業の履修計画や学位論文作成に向けた研究計画の指導を学生ごとに個別に実施している。入学時に特別指導教員が学生と面談し、学部新卒者の場合は、修了後の進路、研究関心領域、研究テーマ等、在職社会人の場合は、現職務の状況とその課題、関心領域、研究テーマ等について、また、一般社会人の場合は、修学の目的、関心のある領域、挑戦したい研究テーマ等について話し合い、それぞれ総合的に勘案し学生の特別研究を担当する研究指導教員を決定する。特論、特別演習の指導と共に、特に学位論文の作成指導に当たっては、研究指導計画（研究指導の内容・方法、年間スケジュール）を明示し、それに基づく研究指導を実施している。修士論文の指導計画、年間スケジュールは研究科委員会で決定し、論文指導教員から学生に通知されるため、学生は計画的に論文作成に当たることができている。 ・「教育改革推進委員会（カリキュラム検証等専門部会）」において、内部質保証システムの有効性を検証する指標として、平成30（2018）年度に3ポリシーに基づくアセスメントポリシーを策定した。アセスメントポリシーに沿って学生の学修成果を測定し、教育内容の改善に取り組んでいく。これらの取組は、「教育改革推進委員会」において報告、検証が行われ、改善策を検討、決定している。 （根拠資料） ・履修要綱 ・ウェブサイト（教育研究／シラバス） ・ウェブサイト（自己教育力シート） ・授業開設クラスサイズ基準 ・シラバス作成のガイドライン

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
4	⑤	〈成績評価、単位認定、学位授与の適切な実施〉 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり ○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり	1	・本学では、単位認定、成績評価については、「学則」及び「学業成績評価規則」の単位制度の趣旨に基づき規定、実施している。また、他の大学の授業科目を履修し修得した単位についても「入学前に修得済みの単位があれば、申請による審査を経て卒業単位として認定を受けることができる。」と学則に規定している。 ・授業科目の学修成果に係る評価については、「学業成績評価規則」で、成績に関する評価項目（試験、受講態度、研究報告等）、授業出席回数に関する基準、評価点数と表示内容、GPA の具体的な計算ルール等について規定しており、この内容については、単位認定や卒業認定と共に履修要綱に明記するとともに、学期始めに実施されるオリエンテーションや、チューター（指導教員）、学生サポートセンター等による履修指導等の場において学生に周知している。 ・各科目の担当教員においては、各授業科目のシラバスで示した評価方法により学修成果を 100 点満点の素点として評価し、前述の学業成績評価規則に基づいて、素点 90～100 点は「秀」、80～89 点は「優」、70～79 点は「良」、60～69 点は「可」、59 点以下及び出席不足は「不可」として成績を決定している。この成績が「可」以上の場合に、当該科目の学則に定められた単位数を修得済単位として認定している。また、教育支援課において、授業回数や出席簿をチェックすることにより、適正な授業運営と成績評価が行われていることを確認するとともに、各科目の担当教員において評価・確定した成績評価結果をもとに GPA を一括計算している。 ・卒業認定、学位授与に関しては、「学則」及び「四国大学学位規則」に定められ、履修要綱に明示している。各学部教授会と評議会において、この方針や基準に従って審議・決定している。また、教育改革推進委員会、学部教授会、学部教員会議等において、これらの方針や基準の検証を行っており、検証の結果、見直しが必要と判断された場合は、その都度適切な見直しを行っている。 ・入学前から在学時、卒業後までを視野に、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科等）、科目レベル（授業）の3つの段階において内部質保証システムの有効性を検証するための評価項目とその尺度を示した、アセスメント・ポリシーで学生の学修成果を測定し、その結果を可視化してステークホルダーに対し情報発信するとともに、内部質保証システムの改善に取り組んでいく取組は、「教育改革推進委員会」において報告、検証が行われ、改善策を検討、決定する。また、令和元（2019）年度から「教育改革推進委員会」に学外有識者を委員として招聘し、本学における教育の有効性の検証を着実にを行うための体制を整備している。 ・大学院における課程修了の認定等については、「四国大学大学院学則」に規定し、履修要綱に明示している。大学院の教育は、各専攻分野における教育課程での体系化された授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導によって行われ、学生は、研究科委員会の定める履修方法により、在学中に所定の単位を修得することとされており、授業科目を履修した者には、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与えることが規定されている。 ・また、修士課程及び博士前期課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30 単位以上を修得し、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格するものと規定されており、博士後期課程にあつては、大学院に3年以上在学し、8 単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする旨規定されている。 ・大学院の特論の成績は、試験、レポート提出等を総合して判定・評価しており、成績評価は、A (80 点以上)、B (70～79 点)、C (60～69 点)、D (59 点以下) の4段階とし、Dについては単位を認定しないこととしている。 ・修士論文・修士研究課題、博士論文の審査、最終試験等の評価及び学位の授与については、「四国大学学位規則」並びに各研究科の「学位論文審査基準」、「学位審査実施細則」及び「学位審査に関する内規」に規定され、履修要綱に明示している。学位論文審査は各研究科の研究科委員会が、論文審査委員会を開催し、論文の審査及び試験を行う。研究科委員会はその結果を受けて学位授与の可否を審査し、研究科長からの報告に基づき学長が課程修了及び学位授与の認定を行っている。大学院の履修要綱には、研究科ごとに、人材養成の目的、教育課程の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）等と共に「入学から学位授与に至る過程」として、特論・特別演習等の履修、成績評価、修了認定及び学位の授与についての説明並びに入学から担当指導教員の決定、授業科目の受講、成績評価、論文審査及び最終試験、終了判定、学位授与に至る流れを図示し、学生に周知している。

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
4	⑤	〈成績評価、単位認定、学位授与の適切な実施〉 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり ○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり	1	(根拠資料) ・大学学則 ・大学院学則 ・学位審査に関する内規 ・学業成績評価規則 ・四国大学学位規則 ・学位審査実施細則 ・学位論文審査基準 ・履修要綱
4	⑥	〈学習成果の把握と評価〉 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。） ○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 ○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり	1	・成績評価については、「四国大学学則」において「科目修了の認定は、各授業科目の成績及び履修時数を考査して行い、その評価は 100 点を満点として表わし、60 点以上を合格とする。」と定め、その詳細については、「学業成績評価規則」に定めている。 各授業科目の成績評価については、シラバスに記載の到達目標、評価内容とその方法に基づき、試験、レポート、小テストあるいは平常点などを組み合わせて総合的に判定している。 ・学生個々の学習の振り返りツールとして、自己教育力シートやポートフォリオを活用するとともに、学ぶ内容と到達度を明示した「ルーブリック」については、当初、就業力育成科目において、平成 28（2016）年度から試行的に実施していたものを、「ルーブリック評価・検討会」において検証作業を行いながら、その活用について、全学的に対象科目を拡大し、平成 30（2018）年度から本格実施している。 ・学習成果の測定を目的とした学生調査については、本学は、大学 IR コンソーシアムに加盟しており、毎年全学生を対象を行う IR 調査の学修状況調査、学生満足度調査結果の活用や学生による授業評価の活用を通じた授業効果の検証を行っている。 ・「教育改革推進委員会（カリキュラム検証等専門部会）」において、平成 30（2018）年度に、入学前から在学時、卒業後までを視野に、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科等）、科目レベル（授業）において内部質保証システムの有効性を検証するための評価項目とその尺度を示したアセスメントポリシーを策定。検証・評価のためのベンチマークを用い、アセスメントポリシーに沿って学生の学修成果を測定し、教育内容の改善に取り組んでいる。 これらの取組は、「教育改革推進委員会」において報告、検証が行われ、改善策を検討、決定する。この「教育改革推進委員会」において、地域・社会からのニーズや課題を取り入れて教育改革を推進するため、各方面で活躍する学外有識者を委員として招聘し、内部質保証にかかる各施策の効果や妥当性について客観的な意見を取り入れる体制を構築している。 ・令和 3（2021）年 3 月大学基準協会の認証評価結果の指摘事項を踏まえ、学習成果の新たな評価指標として、各学生のディプロマ・ポリシー達成度を評価するためのルーブリック「四国大学ディプロマ・ポリシー達成度自己評価シート」を作成し、令和 5（2023）年度から導入した。今後は、これらも活用し、学生の学修成果を測定し、教育内容の改善に努める。 卒業生への意見聴取については、卒業時及び卒業後にアンケートを行い、情報を収集している。また、在学生の保護者向けに発行している「就職キャリア通信」へ掲載するために、卒業生から意見等を収集している。 就職先への意見聴取としては、インターンシップの依頼など定期的に企業訪問を実施したり、労働団体における会合や企業と大学との就職セミナーなど県外出張に参加したりするなどして聴取するようにしている。また、企業や官公庁が来学された時や、県内企業をはじめとする約100社の企業の協力を得て実施する学内企業研究会の際に、卒業生の就職先の人事担当者から種々の情報について入手に努めている。

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
4	⑥	〈学習成果の把握と評価〉 学位授与方針に明示した学生 の学習成果を適切に把握 及び評価しているか。	○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための 指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いもの にあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を 適切に把握できるもの。） ○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する ための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ループリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 ○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保 証推進組織等の関わり	1	（根拠資料） ・大学学則 ・学業成績評価規則 ・ウェブサイト（webサービス／webシラバス） ・R5（2023）年度第3回教務委員会資料 ・卒業生アンケート ・同窓会アンケート ・地域人材ニーズ調査アンケート ・就職キャリア通信
4	⑦	〈教育課程の点検・評価、 改善・向上〉 教育課程及びその内容、方 法の適切性について定期的 に点検・評価を行っている か。また、その結果をもと に改善・向上に向けた取り 組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	1	・「現行カリキュラムの検証、評価、改善」については、第2期の大学改革がスタートした平成29（2017）年度から、「教育改革推進委員会」の下に設置する、「カリキュラム検証等専門部会」において現行カリキュラムの全学共通教育、専門教育及び全学横断的な「四国大学スタンダード」やキャリア教育全般に亘りその成果について検証・評価に着手した。更に、各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するため、「カリキュラム検証のための評価指標」を策定のうえ、その評価指標を用いて、全学共通教育センター及び各学科を対象にカリキュラム内容（教育内容・教育方法・教育評価）、カリキュラムの運用（時間割・編成、組織・人的体制、環境・整備）及びカリキュラム・アセスメントについて評価指標を用いた検証を実施。令和5（2023）年からは「大学改革ビジョン2023」がスタートし、現行カリキュラムを評価・検証すると同時に、各学部・学科の就職状況を検証し、社会が求める人材像に合わせた特長的な教育カリキュラムについて検討、改善に向けた基本方針を策定する。 （根拠資料） ・全学共通科目　カリキュラム検証のための評価指標経年比較表

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
5	③	〈入学者及び在籍学生数の定員管理〉 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】） ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】） ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応	2	・過去3年の入学定員に対する入学者比率については、1.02 となっている。学部別に見ると、入学定員に対する入学者数比率については、文学部が 0.96、経営情報学部が 1.15、生活科学部が 0.99、看護学部が 0.97 となっており、経営情報学部以外、入学定員を満たしていない。 ・令和6（2024）年度、編入学定員に対する編入学生数比率については、文学部が0.33、経営情報学部が 1.11、生活科学部が 0.50、看護学部が 0.75 となっている。編入学生数比率の改善策については、平成30（2018）年度以降の本学短期大学部入学生を対象に「学内編入学支援プログラム」を開始し、編入学を希望する学生に対する、短期大学部在学中からの個別プログラムの実施や経済的支援などのサポートを通じて、大学の編入学生の増加を目指して取り組んでいる。 ・令和6（2024）年度、収容定員に対する在籍学生数比率については、文学部が 0.89、経営情報学部が 1.12、生活科学部が 0.96、看護学部が 0.98 となっており、経営情報学部以外、収容定員を満たしていない。 ・令和6（2024）年度、大学院全体の収容定員に対する在籍学数比率については、0.66 となっている。研究科別に見ると、文学研究科が 0.70、経営情報学研究科（博士前期課程）が 0.60、経営情報学研究科（博士後期課程）が 0.11、人間生活科学研究科が 0.70、看護学研究科が 1.00 であり、看護学研究科以外、収容定員を満たしていない。他研究科では、定員未充足が続いており、定員充足に向けて一層の取り組みを早急に行わなければならない状況である。 ・大学学部・学科及び大学院各研究科の入学・収容定員に対する入学者数及び在籍者数の管理については、第1期からの中期計画（大学改革）を通じて「全学部学科毎に入学定員充足率 100%」を掲げ、教育内容の見直しはもとより、学生募集体制の改革をはじめとした行動計画を強力に進めることにより、入学定員・収容定員の充足に努めているところである。こうした取組に加え、毎年度の志願者、入学者及び在籍者の状況を見極めながら、大学全体の入学定員総数を維持しつつ、令和6（2024）年度から、学科の入学定員及び編入学定員を見直すことにより、入学・収容定員設定の適正化に努めている。 （根拠資料） ・入学・収容定員充足率経年変化（～R6）
5	④	〈学生受け入れの点検・評価、改善・向上〉 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	1	・入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）に基づいた入学試験が実施されているか検証し、次年度の入学試験の改善・見直しを図るため、入試広報部長を委員長とする入学試験運営委員会を設置し、検討を行っている。 ・令和5（2023）年度より、「大学改革ビジョン2023」に基づき、学長を委員長とする入試改革等検討委員会を立ち上げ、入学希望者の多様性を踏まえた大学入学者選抜の在り方等を検討・審議するとともに、公正な選抜の観点に立った大学入学者選抜の確立を目指して、現行入試制度の見直し改善を図ることとしている。 ・学生の受け入れに係るPDCAサイクルの適切性については、令和5（2023）年度から大学内部質保証推進委員会の指示を受けた自己点検・評価委員会からの指示に基づき、全学単位、各学部・学科及び各研究科単位での自己点検・評価を行っている。 （根拠資料） ＜入試課＞＜広報課＞ ・四国大学入学試験運営委員会規則 ・四国大学入試改革等検討委員会規則

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
6	①	〈本学が求める教員像及び教員組織の編成方針の明示〉 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。	○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示	1	・令和2(2020)年度に受審した大学の認証評価機関による第3回目の認証評価において指摘された事項に基づき、令和6(2024)年4月24日の評議会において「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」を審議、策定し、同日から施行した。なおこの内容は、大学ホームページの「情報の公表」のページに掲載し、学内外に広く公開している。 ・大学の目的と各学部の目的を学則に掲げるとともに、建学の精神とそれに基づく4つの教育指針をホームページ等で学内外に広く周知している。教員の採用に当たっては、教育職員採用昇任選考基準に基づき人事を行っている。また、次年度の採用人事を進めるに当たっては教員採用人事に係る基本方針を各部局責任者に通知している。 (根拠資料) ・大学として求める教員像及び教員組織の編成方針 ・大学学則 ・大学院学則 ・ウェブサイト（建学の精神・教育指針） ・教育職員採用昇任選考基準 ・文学部教育職員採用昇任選考基準 ・経営情報学部教育職員採用昇任選考基準 ・生活科学部教育職員採用昇任選考基準 ・看護学部教育職員採用昇任選考基準 ・研究科担当教員等選考規則
6	②	〈方針に基づく教員組織の編成〉 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。	○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編成のための措置 ・教員組織の編成編成に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ○教養教育の運営体制	1	・各学部・学科・研究科に、大学設置基準等を上回る専任教員を配置した上で、全学共通教育センター等の学部共通センターにも教育上必要な専任教員を配置している。大学院担当教員は学部との兼任教員と学外からの非常勤教員により、教育・研究に当たっている。 ・教育上主要と認められる授業科目には、専任教員が責任をもって当たるように配置しており、教員の授業担当負担については、年間12コマ以上担当することを原則としている。研究科担当教員の選考は、研究科ごとに授業担当教員等の選考規則が規定されており、研究会委員会の議に基づき、学長が行っている。 ・外国人の専任教員数については、文学部国際文化学科2人、生活科学部児童学科 1人である。教員の男女比については、学部によって差はあるが、全体として若干女性が多い。年齢構成については、いずれの学部も50代、60代が多く、若い世代の教員が不足している。 ・学士課程における教養教育については、全学共通教育センターが担っている。スタンダード関係部門、初年次・基礎教育部門、キャリア教育部門など8部門を設け、教育職員8名、兼務教員20名、事務職員3名体制で運営している。全学共通教育センター会議では、カリキュラムの編成に関すること、授業科目担当教員の選考に関すること、教育方法及び教育内容の改善に関することなど、全学共通教育に関する事項全般について審議している。 (根拠資料) ・令和6年度四国大学教員組織表 ・全学共通教育センター業務担当一覧
6	③	〈教員の募集、採用、昇任等の適切な実施〉 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	1	・助教以上の教員の採用ならびに昇任については、教育職員採用昇任選考基準に職位ごとの基準が定められている。更に、この全学的な基準を補完する形で、学部毎の教育職員採用昇任選考基準が定められており、教育・研究業績や社会活動実績等の明確な基準に沿うとともに、教員の年齢構成や本学の将来構想等を勘案して教員人事を行っている。 ・教員の募集については、優秀な人材をより広範囲に選考する観点から、原則として公募方式を採用している。また、教員の教育研究に対する意欲を高め、その能力及び資質の向上を図ることを目的に、テニユアトラック制による選考・採用制度を導入した。 ・昇任に関しては、毎年教員全員から教育研究業績書、また、教員が自己の活動を点検・評価し、所属学部長が評価を行う「四国大学・教員業績等自己評価票」の提出を求め、それらの資料に基づき、学部長の意見も徴した上で、学長及び理事長が決定している。 (根拠資料) ・教育職員採用昇任選考基準 ・文学部教育職員採用昇任選考基準 ・経営情報学部教育職員採用昇任選考基準 ・生活科学部教育職員採用昇任選考基準 ・看護学部教育職員採用昇任選考基準 ・学校法人四国大学・四国大学教員の業績等評価指針 ・学校法人四国大学・四国大学教員の業績等評価実施要項

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
6	④	〈F D活動の実施を通じた 教員の資質向上、教員組織 の改善・向上〉 ファカルティ・ディベロッ プメント（F D）活動を組 織的かつ多面的に実施し、 教員の資質向上及び教員組 織の改善・向上につなげて いるか。	○ファカルティ・ディベロップメント（F D）活動の組織的 な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果 の活用	1	・令和5（2023）年度は、全学での組織的なFD活動の基幹となるFD委員会を6回開催し、新たに立ち上げた大学院FDプロジェク トチームを含め、4つのプロジェクトチーム（PT）で、FD委員会、各研究科、各学部のFD計画に基づき取り組んだ。主な内容は 次のとおりである。 授業公開：模範的な授業を公開とし、参観して得られた知見はティーチング・ポートフォリオに反映させる。令和5（2023）年 度は11月13日から12月1日までの3週間を授業公開週間とした。 授業評価：毎期2回の授業評価を実施。1回目（5回目授業終了時実施）の結果を以後の授業に反映させる。2回目（期末実 施）の結果をティーチング・ポートフォリオに反映させ、今後の授業改善に繋げる。 研修会：全学を対象とした研修会を4回（SPOD 講師派遣事業、FD・SD合同新任研修、共同FD・SDフォーラム、FD研修）実施し た。また、各研究科、学部において、それぞれの計画、設定テーマに基づいた研修会を実施した。 ①SPOD講師派遣事業(8/4) 愛媛大学 准教授 三浦優生氏「発達障がいのある学生に配慮した授業づくり」 個々の特性に応じたサポートや工夫について具体的に考える機会を得た。 ②合同新任研修(9/11) 徳島大学 特任教授 玉有朋子氏「未来の四国大学の当たり前」 イノベーションワークショップの手法を使って行われた。 ③共同FD・SDフォーラム(10/13) N/S高等学校長園一郎氏「N高から学ぶバーチャル教育」、パネルディスカッション オンライン学習やレジリエンス、リーダーシップ、創造性を身につけるプログラム、キャリア教育等について学んだ。 ④FD研修会(11/29)「就業力教育の全体的な底上げを図るためのノウハウ共有」 経営情報学科臼井正樹教授による基調説明と、食物栄養専攻坂本寛教授による模擬授業が行われた。 各研究科、各学部は全学の取組と、各研究科、各学部の取組を連携させて、組織的かつ多面的に着実に実施し、また、授業評価 等により教員の教育活動等の評価とその結果をフィードバックすることにより、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につ なげている。 (根拠資料) ・令和5年度研究科FD活動計画 ・令和5年度学部FD活動計画 ・令和5年度FD活動報告書
6	⑤	〈教員組織の適切性の点 検・評価、改善・向上〉 教員組織の適切性について 定期的に点検・評価を行っ ているか。 また、その結果をもとに改 善・向上に向けた取り組み を行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	1	・教員組織の適切性の点検・評価は理事長や学長のリーダーシップの下で、学部長を中心に毎年実施しており、改善・向上につ なげている。例えば、各学部においては、教員の採用・昇格は、学部長と学長による事前検証を経て、学部教授会において審 議・投票によって候補者が決定される。教員組織の適切性に関しては、学科における教員補充、昇格を学科主任を中心として学 科会議において審議・検証を行っている。 (根拠資料)

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
7	①	〈学生支援の方針の明示〉 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示	1	・「大学改革ビジョン2023」では、多様なニーズを満たす学生支援と就職支援を行 動計画として策定している。また、「教育改革プログラム2020」には、学生生活・学修支援に関する項目を設けており、チューター・教員サポーターや学修支援センターに関する情報が掲載されている。これらに書かれているように、本学では、入学から卒業までの教育活動、学習や課外活動等学生生活の支援・充実、経済的支援の充実、キャリア教育・就職支援体制の充実強化に取り組んでいる。このことについては、大学ホームページ（大学改革ビジョン2023は学内専用）でも公表している。 ・令和6（2024）年4月24日の評議会において、「学生支援に関する基本方針」を審議、策定し、同日から施行した。なおこの内容は、大学ホームページの「情報の公表」のページに掲載し、学内外に広く公開している。 （根拠資料） ・ウェブサイト（教育・研究／教育改革プログラム2020） ・ウェブサイト（学内専用／大学改革ビジョン2023） ・ウェブサイト（大学概要／情報の公表／教育の質保証等に関わる大学の諸活動に係る各種方針「学生支援に関する基本方針」） ・学生生活のてびき
7	②	〈方針に基づく学生支援体制の整備と学生支援の適切な実施〉 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	○学生支援体制の適切な整備 ○学生の修学に関する適切な支援の実施・学生の能力に応じた補習教育、補充教育・正課外教育・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）・留学生等の多様な学生に対する修学支援・障がいのある学生に対する修学支援・成績不振の学生の状況把握と指導・留年者及び休学者の状況把握と対応・退学希望者の状況把握と対応・奨学金その他の経済的支援の整備・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 ○学生の生活に関する適切な支援の実施・学生の相談に応じる体制の整備・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等） ○学生の進路に関する適切な支援の実施・キャリア教育の実施・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供 ○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施 ○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施	1	・本学では、学生サービスをより充実するため、平成 23（2011）年度から学生生活に係る多様な対応窓口を集約するなど、関係する事務組織の機能を再編し、学生サポートセンター、キャリアセンター、学修支援センター、保健管理センターを設置している。 ・学生サポートセンターにおいて、学生支援課として研修活動、学生寮、各種奨学金、授業料、通学、学生相談等学生生活に関する様々なサービスを提供している。 ・学生への経済的な支援として、日本学生支援機構による奨学金や本学独自の奨学金制度を整備している。また、授業料免除・分納や入学金半額免除制度、緊急の出費を必要とする学生に無利子で貸付をする制度を設けている。 ・学生相談室や保健管理センター、それにつながるアクセシビリティルームやスタディールームを設置し、学生生活全般に関する相談、心身の健康、保健衛生等に関わる相談・指導等を行っている。特にハラスメント防止に関してはハラスメント防止委員会を設け、ガイドラインに沿って適切に対応している。また、学生には「学生生活のてびき」やHPによって相談窓口や各種ハラスメントに対する対応等について周知している。 ・スポーツ健康館、しらさぎ球技場はじめ陸上競技練習場、弓道場、テニス場など部活動を充実させるための施設を整備している。部活動加入率を向上させるため年度当初に新入生対象のクラブオリエンテーションを実施している。また、大会等で優秀な成績を収めた選手のプレートをA館1階ロビーに展示し、年度末にはスポーツ、文化活動、社会貢献活動の各分野における優秀な成績を収めた団体及び個人に対して奨励金を贈り、表彰している。 ・学修支援センターでは修学に関する支援として、補習教育に関する取り組みとして新入生を対象に高校レベルの基礎科目を学び直すことができる講座（学習サポートプログラム（無料））を開講している。大学での学習方法や学習内容の違いによる“とまどい”や高校での科目未履修などによる不安を補い、弱点を克服し大学での学習がスムーズになるようにサポートすることを目的とし実施している。入学時やオープンキャンパスにおいて学修支援センターのパンフレットを配布し、学生及び保護者への周知の徹底を図っている。また大学ホームページでも確認することができる。 ・障がいのある学生に対する修学支援については、主に感覚過敏のある発達障がい学生のために、静かな学習環境を提供する目的で、学修支援センターの別室として「スタディールーム」を設置し、スタッフが常駐して対応を行っている。障がいの有無に関わらず、静かな環境を好む学生にも居場所として認識され、利用されている。

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
7	②	〈方針に基づく学生支援体制の整備と学生支援の適切な実施〉 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	○学生支援体制の適切な整備 ○学生の修学に関する適切な支援の実施・学生の能力に応じた補習教育、補充教育・正課外教育・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）・留学生等の多様な学生に対する修学支援・障がいのある学生に対する修学支援・成績不振の学生の状況把握と指導・留年者及び休学者の状況把握と対応・退学希望者の状況把握と対応・奨学金その他の経済的支援の整備・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 ○学生の生活に関する適切な支援の実施・学生の相談に応じる体制の整備・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等） ○学生の進路に関する適切な支援の実施・キャリア教育の実施・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供 ○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施 ○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施	1	・また、平成25（2013）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、同法に基づく「基本方針」が平成27（2015）年に閣議決定されたことを踏まえ、平成28（2016）年3月に「学校法人四国大学・四国大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を制定した。本規定の制定に伴い、平成29（2017）年度より合理的配慮に関する相談等の業務を行う「アクセシビリティルーム」を学修支援センターの別室として設置し、常勤の合理的配慮コーディネーターを配置し支援体制を整えている。更に、本規定に基づいた「教職員のための障がいのある学生に対する修学上の配慮の提供に関するガイドライン」を2018（平成30）年1月より施行している。このガイドラインは、障がいのある学生に対する修学上の合理的配慮の提供に関し、障がい学生支援に関する基本理念、対象者及び実施方法等を広く教職員に周知し、円滑な運用を行うことを目的としている。平成30（2018）年4月に初版となる「合理的配慮ガイドブック」を発行し活用を開始した。また、令和4（2022）年4月「合理的配慮ガイドブック改訂版」を発行し、本学の全教職員に配付し周知の徹底を図ってる。その他学修支援センターでは、学生の要望に合わせた個別指導も行っている。外部講師による講座を開講し対応するとともに、特別な支援が必要な学生に対しても、スケジュール管理支援や、モニタリング調査などを実施し学生の困り感に合わせた支援を展開している。 ・平成26（2014）年度から在学生を対象として、就職につながる資格取得を奨励するとともに、本学が実施する各種資格に関する授業及び資格検定講座に学生が意欲をもって取り組むことを目的とする、高大接続キャリアアップ支援プログラムを実施している。高校時代に取得した資格に応じて奨励金を給付する「入学時資格等保有奨励金制度」、合格した学生に対して奨励金を給付する「資格取得奨励金制度」、学内で各種資格に関する対策講座を行う「資格対策講座」の3つの制度を柱としている。高大接続及びキャリアアップにつながると考えられる資格を対象に実施している、資格対策講座を受講または、講座対象級・レベルにすでに合格しているものに対し、検定料の半額程度を大学から補助する「資格検定試験受験料補助金制度」や、講座受講者の中で優秀と認められたものに対し、四国大学同窓会より表彰状及びリクルートクーポン券を給付する「講座受講者優秀賞制度」を実施している。 ・留学生の生活支援に関しては国際課が中心となって、アパート探しやアルバイト探しのサポートを行っている。病気、怪我の際の病院への付き添いや、交通事故、詐欺被害等の際の各種機関との連絡調整も行った。就学支援に関しては、個人面談を実施し、留学生の抱える諸問題に対応している。 ・学生の進路に関する適切な支援の実施については、キャリアセンターが行っており、就職キャリア支援についての基本方針や基本施策は就職キャリア支援推進委員会において決定されている。 本学は県内出身の学生が多く、就職に関しても県内での就職を希望する学生が圧倒的に多い。そのため、就職への心構えや大学生活の在り方等を考えさせるため2年生対象ガイダンスをスタートとして、管理栄養士・看護師などを目指す学生を対象にした専門職ガイダンス、インターンシップへの取り組み方や今後の就職活動への活かし方を明確にするためのインターンシップセミナー、県内を中心とした約100社の企業等の採用担当者と面談し、仕事への理解を深め企業研究をするための学内企業研究会等、内定獲得に至るまでの各段階に応じた支援や情報の提供を行っている。特に、希望の多い教員・公務員の現役合格に向けた対策講座を充実させ、学生や保護者の期待に応えることができる体制を整備している。 ・また、学生の進路に関する様々な相談に応じるため、進路相談に応じるキャリアコンサルタントやハローワーク職員を配置し、進路指導の充実に努めている。また、事務職員も積極的に学生の相談にかかわるなど、充実した相談体制を整えている。さらに、本学独自の手引書である「就職の手引き」を発行し、就職活動を支援している。求人情報については、学生が個々の希望を就職情報システムに登録することにより、個人の希望に合った求人情報がメールで届き、Web上で求人情報が検索・閲覧できるようにしている。また、先輩たちの就職活動の貴重な情報である「就職試験経過報告書」もWeb上で検索することができる。そのほか、自己分析や自己PR、エントリーシート作成講座などを年間スケジュールの中で計画的に実施するなど、学生が就職活動をスムーズに行えるよう、段階を踏んだ支援体制を整えている。 さらにコロナ禍の影響で増えたWeb面接に対応するための対策講座を実施するとともに、Web面接室を設置している。キャリア支援については本学のキャリア教育推進の基本方針を審議する機関として、就業力育成推進委員会を開催している。教員・公務員試験対策においては、対策講座、夏季・春季の休業期間を活用した外部の専門家による各種特別講座、次年度の採用試験に向け、各都道府県教育委員会や警察本部等から関係者を招聘して行う教員・公務員ガイダンス、就職活動に向けてスキルとマインドの両面で就業力育成を図るための就業力育成セミナー、企業の採用担当者を招き、学生が企業研究をより深めることにより自己の適性と能力を正しく理解し、適切に進路選択を行い進路決定に結び付ける能力を養うために四国大学ジョブセミナーを開催している。

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
7	②			1	(根拠資料) ・学生生活のてびき ・各種奨学金制度 ・ハラスメント防止ガイドライン ・学生研修活動専門委員会規則 ・学修支援センターパンフレット、キャリアアップ支援プログラム改訂版合理的配慮ガイドブック、学修支援センター、スタディールーム利用者数_R1～、学習サポートプログラム開講回ごとの出席率の推移（過去5年）、高大接続キャリアアップ支援プログラム一式 ・年間行事予定 ・就職の手引き ・学生相談info ・就職・キャリア支援推進委員会規則 ・就業力育成推進委員会規則
7	③	〈学生支援の適切性の点検・評価、改善・向上〉 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	1	・毎年IRコンソーシアム学生基本調査を実施し、学生基本調査専門委員会において学生満足度のデータを分析・検証し、各学科における課題や問題点の改善策等について検討することにより、学生満足度の向上に取り組んでいる。また、学生の意見や要望等を広く聴取するため大学、短大、大学院の各学生代表者3名が委員となっている。 ・平成 26（2014）年度から「IR コンソーシアム学生基本調査」を毎年実施し、学生基本調査専門委員会において学生満足度のデータを分析検証し、関係各部署において課題・問題点の改善策や方策等に取り組んでいる。このデータから全国比、学年比、経年変化等を洗い出し、検証している。 本学における「高大接続キャリアアップ支援プログラム」制度は、大学における学生支援の先進的な取組として、中央公論平成 30（2018）年 7 月号で紹介された。また、近年増加している外国人留学生への経済的支援についても充実しており、学生は修学に専念することができている。更に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定に伴い、アクセシビリティルームを設置し、学内における合理的配慮に関する相談等の業務を行っている。次年度入学予定者を対象に合理的配慮に関する広報資料を配布したり、入学生を対象に合理的配慮の提供に関する希望調査を行う等、入学前、もしくは入学直後から合理的配慮に関する相談を行えるよう体制を整備している。令和元（2019）年度においても、授業の受講環境の調整をはじめとして、教室への手すりの設置や、ノイズキャンセリングイヤホン及びデジタルワイヤレス補聴援助システム（ロジャー）の貸し出し、スタッフによる個別のスケジュール管理などの入学時から丁寧な合理的配慮が実現している。学生相談室においては、専任スタッフに加えて非常勤相談員の配置により、多様な学生への細やかな個別対応や、学生生活全体を視野に入れた継続的な支援を提供している。また、学生対応について、各部署教職員とのできる限りの密な連携を図りながら、柔軟に対応できている。 四国大学学生プロジェクト支援事業については、年度によって異なるが継続プロジェクトのマンネリ化が起こることから、指導教員等の助言なども積極的に支援していく必要がある。本学においては、学内における合理的配慮に関する相談業務等を行う部署としてアクセシビリティルームを設置しているが、アクセシビリティルームで相談を受け、合理的配慮が必要であると判断されたとき、非常勤講師の先生までもれなく、配慮に関する情報をスムーズに発信する方法を模索しているところである。大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めるために、学生の所属学部・学科等を中心に、学内で連携を深める必要がある。同時に、学修支援センター、アクセシビリティルーム、保健管理センター、キャリアセンター等、学内の各部署の役割分担について再度検討を行う必要がある。また、より専門性の高い支援体制を確保するために、教職員に対し、合理的配慮の提供に関する理解促進・意識啓発を図るための研修が必要である。さらに、障がいのある学生自身が、自身の障がいについて周囲の人に理解を広げるための方法を考え、そうした方法を実践する場面を設定することも望まれる。 近年、多様な学生・多様なニーズが増え、各支援部署間の密な連携が必要となっている。一方、個別ケースの複雑化、重症化により対応に難渋するケースも増加し、各教職員とも多忙であるため、情報共有を行う時間確保が難しくなっており、今後検討が必要である。 学修支援、進路指導、就職活動支援等の体制についても、これまでの取組により充実が図られたと考えている。今後も、チューター活動の一層の充実等により、ますます多様化する学生一人ひとりのニーズに的確に応えられるよう努めていきたい。今後とも、各分野の学生支援を充実させることにより学生満足度の一層の向上が図られ、従来、本学の特色の一つである「面倒見の良い大学」としてのブランドを継続させていきたい。 (根拠資料) ・学生基本調査専門委員会議事要旨 ・合理的配慮学生の依頼文配布について ・合理的配慮ガイドブック ・四国大学教育改革推進委員会教育研究DX推進専門部会資料 ・学生基本調査専門委員会資料

【基準 8 教育研究等環境】

自己評価： 1 できている 2 一部できていない 3 できていない

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己評価	現状説明、課題及び改善方策
8	①	〈教育研究等環境の整備に関する方針の明示〉 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示	1	・令和2年度に受審した大学の認証評価機関による認証評価において指摘された事項に基づき、令和6年4月24日の評議会において「教育研究等環境の整備に関する方針」を審議、策定し、同日から施行した。なおこの内容は、大学ホームページの「情報の公表」のページに掲載し、学内外に広く公開している。 (根拠資料) ・教育研究等環境の整備に関する方針
8	②	〈方針に基づく校地、校舎、施設、設備の整備〉 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。	○施設、設備等の整備及び管理 ・ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 ○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み	1	・大学ネットワーク・セキュリティに関する各種規程整備などを行ったうえで、学内LANや学内Wi-Fiの安定稼働に努めており、令和5(2023)年度から「新たなサイバーセキュリティ対策概念」に基づくオペレーション運用も開始し、インターネット経由の脅威対策を実施している。 また、学生保有の持ち込み端末（BYOD）利用の利便性向上や自主的な学修を支援するため、必要に応じてWi-Fiアクセスポイントの増強やエコプリントシステムの運用も実施している。 令和6(2024)年度においては、統合ID認証基盤の整備を進めており、これにより、多要素認証によるシングルサインオンによる安全性と利便性の確保と「学認」経由での多数の学術情報リポジトリなどへのアクセスを可能とし、教育研究環境の整備充実を図るものとしている。 ・消防設備、エレベーター、給水装置等については、専門業者による点検を定期的に実施している。また、安全の確保については、防犯カメラの設置や24時間体制で警備員の配置をしている。衛生の確保について、受水槽、浄化槽それぞれにおいて、各関係法規に則り定期点検、清掃業務、水質検査を実施している。 施設、設備等の維持及び管理について、それぞれ学内の利用状況等を熟知している専門業者と保守契約を締結しており、緊急時においても迅速な対応ができています。安全面について、24時間365日体制で警備を実施している。 休日、夜間における緊急連絡の対応窓口業務をおこない、緊急連絡体制を整備している。 施設、設備の維持管理について、担当課員が必要に応じて巡回し点検等を実施している。特に学校施設の非構造部材の点検については、文部科学省からの指導もあり、本年令和6(2024)年度に一級建築士事務所と施設課（一級建築士）が専門家の合同調査チームを結成し、学内施設全ての点検を実施中であり、その結果を踏まえ今後の改善に活かして参りたい。 ・キャンパス内のほとんどの建物は、学生、教職員が日常利用する建物も含め、建物出入口のスロープ、エレベーターの設置、多目的トイレの整備、点字ブロックの設置等バリアフリー化は出来ており、合理的配慮の学生に対応する更なる要望があった場合には、必要に応じて手摺設置等の対応を実施している。 ・ただ、一部の低層建築物、具体的に共通講義棟（R館）は、2階建てでありエレベーター等が設置されていない状況である。当R館は1階に2室、2階に2室の講義室があるが、外部から1階へはスロープが設置されており、講義室内へも車椅子利用者が利用できる対策は講じられている。一方、2階への移動は階段のみとなっているので、今後、1階・2階同時に車椅子利用者が利用しなければならない状況となれば、エレベーターやリフト等の設置が必要と考えており、当該利用者数の見通しを踏まえ関係課と協議しながら、設備機器の設置について対応して参りたい。 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、授業の準備のための話し合いや自習の場として学生が自主的に自由に使用することができるラーニングcommonsを、図書館等に整備し、学生に開放している。また、図書館を夜間開館（21:30 まで）して学生に開放しており、授業の予習・復習、レポート作成、試験勉強等に多くの学生が利用している。更に、図書館と情報処理教育センターに、すべての学生が自由に利用することのできるパソコンとプリンタを設置しているほか、上述の情報教育実習室を授業で使用していない時間帯はすべての学生に利用開放している。 (根拠資料) ・四国大学情報戦略推進本部設置要綱 ・情報戦略推進本部情報セキュリティ部会運営要領 ・学校法人四国大学情報セキュリティ対策基本方針 ・学校法人四国大学情報セキュリティ対策規程 ・学校法人四国大学情報セキュリティ対策基準 ・情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）設置要綱 ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用規程 ・学校法人四国大学キャンパス情報ネットワーク（SUCCESS）運用細則 ・学校施設バリアフリー化推進指針（令和2年12月 文部科学省） ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月 国土交通省） ・ウェブサイト（大学ポータルート） https://up-j.shigaku.go.jp/school/category02/00000000647901000.html

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
8	③	〈図書館、学術情報サービスの提供の体制整備と機能化〉 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	○図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 ○図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置	1	図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・学部・学科でコアとなる図書・学術雑誌(電子媒体含)の体系的な整備のため、資料整備基準を作成し、利用者の情報メディア利用と提供の利便性向上を実現する蔵書更新を継続。 ・「図書館利用案内動画」の作成や図書館ホームページ内の「マイページ」からの図書館利用手続きの推奨等による、図書館利用の利便性向上の実現。 ・学生のニーズに沿った図書館内施設(マルチメディア室、多目的室)の利用環境整備の実施。 図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置 ・司書有資格者：正職員2名・委託職員2名 (根拠資料) ・ウェブサイト(図書館ホームページ) ・図書館利用案内
8	④	〈教育研究活動の整備、促進〉 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	○研究活動を促進させるための条件の整備 ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制 ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制	1	・研究活動を活発に行い、その成果を教育活動や地域への貢献活動に還元することは、大学の発展と地域社会の活性化に寄与するものであり、地域社会からの信頼を得ることに繋がる。そのため、本学では、「大学改革ビジョン 2023」に基づき、研究の活性化に向けた基盤づくりに努めている。本学における今後の研究推進活動の指針として「四国大学研究体制の整備に係る計画」を令和5(2023)年に改定し、大学としての研究に対する基本的な考えを明示し、科研獲得への目標、研究機器備品の更新計画等を示した。また、研究活動推進計画を毎年度、検討更新し、個人の特色ある研究はもとより、総合的、学際的な研究及び学外関係機関等との共同研究等の推進を図っている。 ・研究活動を推進する組織の中核となる「研究推進委員会」では、研究推進に係る企画・立案及び研究活動への重点的支援について審議し、迅速な決定を行っている。この委員会は、「四国大学研究推進委員会規則」により、学長を委員長として、副学長、各研究科長、附属研究所及び附属図書館、機器センターの長、各学部を代表する委員で構成している。その研究推進委員会の下部組織として、「研究倫理審査専門委員会」「学術研究助成選定部会」「紀要刊行作業部会」「科学研究費補助金採択推進プロジェクトチーム」を設置し、それぞれの目的のもと特化した取組を行っている。 ・外部資金獲得については、科学研究費助成事業(科研費)への申請を推進している。「科学研究費補助金採択推進プロジェクトチーム」において本学の科研費申請及び採択の状況分析を行うとともに、選任された採択推進スタッフ教員が支援に当たる。また専門業者による研究計画調書の確認及び個別面談等の支援を実施している。担当事務局において、科研費の応募申請説明会を実施し、調書作成等教員の相談に応じるなど積極的にサポートを実施し、科学研究費助成事業に係る研究奨励費の支給、間接経費による助成など、申請と採択を促す支援策を講じている。 ・研究時間の確保については、専任教員には毎週半日の学外研修が認められているほか、学会発表・聴講等の出張についても予算の範囲で自由に申請できる等、授業に支障のない範囲において研究活動を支援する体制がとられている。しかし、日々の授業の準備に加え、増え続ける多様な学生及びその保護者への対応、委員会・PT・WG等の各種会議や学内セミナーへの出席要請等により業務量が増大し、まとまった研究時間の確保が実質困難な状況もある。また、研究専念期間については、「学校法人四国大学・四国大学サバティカル研修制度実施規程」を平成26(2014)年3月に制定し、これまで3名の教員が利用しているが、ここ数年は申請がない状況である。研修期間中の代替教員の確保や自身の業務に関する学内での調整が必要であり、申請しにくい状況が推測される。ライフイベント復帰支援として、研究活動支援員の利用や子の出張帯同経費の支給などの制度も整備している。 ・TAについては、大学院の学生に対し、教育的配慮のもとに実験・実習・演習等の教育補助業務を行わせることによって、大学教育の充実及びトレーニングの機会提供を図ることを目的に、「四国大学大学院ティーチング・アシスタント実施要項」が制定されている。人間生活科学研究科では、毎年10名程度の大学院生が学部生の授業(実験・実習等)にTAとして携わっている。 ・教育改革推進委員会教育内容・方法等改善専門部会において、令和5(2023)年度中に授業期間(学年暦)、授業時間、時間割編成について検討を行い、大学設置基準等の改正に基づき試験期間の廃止を実施することによって、研究時間の確保、研究専念期間の保障を含めた教育指導体制の改善を行った。令和7(2025)年度から実施する。 ・令和3(2021)年に「学生補助要員採用についての内規」が制定され、大学院生及び学部学生に教育補助業務を組織的に行わせることができるようになった。この制度を利用して、文学研究科で令和5(2023)年度に4名の院生がTAとして学部生への教育補助を行ったり、人間生活科学研究科から、これまで同様、TAの活用や交流会を行っていくという報告が教育改革推進委員会大学院専門部会でなされた。 ・令和2(2020)年に「遠隔授業実施規則」を設けるとともに、ZOOM、あるいはmanabaを使った授業の仕方についての研修会を実施。同時に「ZOOMを使ったオンライン授業の手順」をマニュアルとしてHP上に載せ、遠隔授業に関する教員からの相談体制も敷いている。

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
8	④	〈教育研究活動の整備、促進〉 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	○研究活動を促進させるための条件の整備 ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント（T A）、リサーチ・アシスタント（R A）等の教育研究活動を支援する体制 ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制	1	・社会連携推進課に関連する外部資金：「受託事業収入」 平成30年 35,991,000円 ⇒ 令和5年44,977,000円 ・令和5(2023)年度から個人配分教育・研究費のうち個人配分研究費については、研究推進委員会において配分方法の見直し検討が行われてた結果、令和5(2023)年度から、個人配分教育費は、従来通り配分し、個人配分研究費及び研究旅費については、従来の1/2支給を実施した。残りの1/2の研究費・研究旅費については、集約し授業改善等に活用経費として教育費に一律増額するとともに、残りの研究費については、研究実績等に鑑み再配分を実施した。また、令和6(2024)年度は集約された研究費・研究旅費については、すべて研究活動費として、研究実績に応じて配分した。なお、今後も個人研究費・研究旅費について適正な配分方法を検討中である。また、これらの検討については、研究推進委員会に置いて行われている。 ・研究室の確保については、講師以上の教員1人に1部屋が割り当てられ、助教・助手については原則として共同研究室となっている。 ・助教以上の教育職員は、教育のための自己研鑽、研究活動、社会活動等のため、毎週半日学外において研修することができる。また、教員の教育・研究能力の向上を図るため、教育及び管理運営等の業務を免除し、国内外において自主的調査研究に専念できる期間を与えるサバティカル研修制度を設けている。 (根拠資料) ・四国大学研究体制の整備に係る計画 ・研究推進委員会議事要旨 ・研究活動推進計画 ・第2回教育改革推進委員会教育内容・方法等改善専門部会資料 ・ウェブサイト（教育支援課／ZOOMを使ったオンライン授業の手順、遠隔授業の実施方法について） ・情報教育関連授業の学生補助要員採用についての内規 ・2023年度ティーチング・アシスタント雇用計画 ・令和6年度第1回外部資金獲得推進部会会議資料R6.7.4 ・学校法人四国大学2024年度予算編成基本方針 ・学校法人四国大学・四国大学就業規程 ・学校法人四国大学・四国大学サバティカル研修制度実施規程

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
8	⑤	〈研究倫理遵守のための必要な措置、対応〉 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ・ 規程の整備 ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等） ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備	1	・ 本学は、教職員の研究倫理の確立・向上に努めるとともに研究活動の不正を防止するために、各種の規程を整備し、かつコンプライアンス遵守に資する研修活動を実施している。まず、「学校法人四国大学・四国大学公的研究費等の取扱いに関する規程」で公的研究費等の運営及び管理に関する取扱を定め、「公的研究費の不正防止に関する大学内の責任体系図」、「四国大学における公的研究費の運営・管理体制」及び「四国大学における公的研究費等不正防止計画」を策定し、これらの規程に基づき、「研究活動上の不正行為への対応等に関する取扱要領」により、公的研究費等の不正使用及び捏造、改ざん、盗用等の不正行為の防止や対応等に関し、必要な事項を定めている。これらの規程、責任体制、通報手順や窓口は、大学ホームページを通じて学内外に周知している。 ・ 令和 5 (2023) 年度には「四国大学及び四国大学短期大学部における研究データの保存等に関するガイドラインを研究データの保存及び開示責任を明確にすることを目的として一部改正した。さらに、「四国大学における公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画」に基づき、継続的にコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するとともに、「四国大学研究倫理教育に関する実施要領」、「四国大学研究倫理教育（学生対象）に関する実施要領」を定め、教職員及び学生に対し、定期的な研究倫理教育プログラムの受講を義務付けている。このほか、ホームページに、研究倫理教育用コンテンツを掲載し、活用している。また、研究倫理に関する学内審査機関として、「研究倫理審査専門委員会」を設置し、「研究倫理審査専門委員会規則」を制定して、学内での研究について倫理審査を実施するとともに、重篤な有害事象が発生した場合の対応等について必要な事項を定めている。なお、研究成果の知的財産権については「学校法人四国大学・四国 大学発明規程」を定め、四国大学発明審査委員会を設置している。 （根拠資料） ・ 学校法人四国大学・四国大学公的研究費等の取扱いに関する規程 ・ 四国大学における公的研究費等不正防止計画 ・ 四国大学における公的研究費の運営・管理体制 ・ 研究活動上の不正行為への対応等に関する取扱要領 ・ 公的研究費の不正防止に関する大学内の責任体系図 ・ 四国大学及び四国大学短期大学部における研究データの保存等に関するガイドライン ・ 四国大学における公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画 ・ 四国大学研究倫理教育に関する実施要領 ・ 四国大学研究倫理教育（学生対象）に関する実施要領 ・ 研究倫理審査専門委員会規則 ・ 四国大学における学術研究に係る行動規範
8	⑥	〈教育研究等環境の適切性の点検・評価、改善・向上〉 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	1	・ 本学が、毎年、全学生を対象として実施している大学 IR コンソーシアムの学生調査の中に、設備や学生支援制度に対する満足度に関する設問がある。この調査結果を集計し、他大学の調査結果と比較・検討することによって本学の図書館設備、実習室の設備や器具、コンピュータ環境等の教育環境の適切性を客観的に評価し、満足度が劣っている項目について、改善策を検討・実施することとしている。 ・ 施設、設備面については、機器センター、図書館の各運営委員会、衛生委員会等の各所管組織がそれぞれの取り組みの適切性について検証を行い、対策・改善を進めている。研究面については、研究推進委員会および機器センター運営委員会において、年次計画及び中長期計画ごとに随時点検、評価を行い、対策を講じている。 また、FD 活動の一環として、教育活動の活性化を図ることを目的に、授業評価の一環として教育環境の評価を実施して、結果をフィードバックして改善につなげたり、講師を招いて、全学共通の内容を盛り込んだ「講演会」や「研修会」を開催している。 （根拠資料） ・ 四国大学学生基本調査報告書 ・ 四国大学研究体制の整備に係る計画 ・ 研究推進委員会議事要旨 ・ 機器センター運営委員会議事要旨 ・ FD委員会活動報告 ・ 研究活動推進計画

【基準 9 社会連携・社会貢献】

自己評価： 1 できている 2 一部できていない 3 できていない

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
9	①	〈社会連携・社会貢献の方針の明示〉 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示	1	・平成 27（2015）年 1 月には、本学の社会貢献・社会連携に関する基本理念、目標、具体的な取組計画を定めた「四国大学産学官連携ポリシー」及び「四国大学地域連携ポリシー」を策定し、大学ホームページに掲載して、学内外に発信している。また、令和 5（2023）年度には「大学改革ビジョン2023」が策定され、新たな方向性が示された。 (根拠資料) ・ウェブサイト（社会・地域連携（四国大学産学官連携ポリシー／四国大学地域連携ポリシー）） ・大学改革ビジョン2023
9	②	〈方針に基づく社会連携・社会貢献の取り組みと成果の還元〉 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	○学外組織との適切な連携体制 ○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 ○地域交流、国際交流事業への参加	1	・社会連携推進課関連の協定締結 令和5年度 5件 これまでの協定締結数 計 183件 ・高大連携の取組み 令和 5（2023）年度の出張講義 58件 1,917人 大学訪問 11校 683人 ・生涯学習公開講座 令和 5（2023）年度実施 115講座 受講者 1,153人 1 川島高等学校、県立川島中学校で異文化交流会に講師として学生が参加。 2 近隣の高等学校の生徒を対象としたわくわくイングリッシュセミナーを年 2 回開催した。 (根拠資料) ・各種協定(覚書)等締結状況一覧(HP公開) ・令和 5 年度 高大連携推進プロジェクトチーム委員会資料 ・令和 5 年度 生涯学習推進委員会資料 ・1-①異文化交流会の写真 ・2-①高校案内用リーフレット ・2-②わくわくイングリッシュセミナーの写真
9	③	〈社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価、改善・向上〉 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	1	・社会貢献・社会連携の点検・評価においては、課内会議（SUDAchi推進本部会議）で互いに報告し、2 か月に 1 度情報交換を行う他、各分野委員会（高大連携推進プロジェクトチーム委員会、生涯学習推進委員会他）を経た後、社会連携推進委員会で最終的な意見、評価をいただくとともに、その後課内で改善策について検討している。 ・社会連携・社会貢献に関する方針に基づく、社会連携・社会貢献活動のPDCAサイクルの適切性については、今年度から大学内部質保証推進委員会の指示を受けた自己点検・評価委員会からの指示に基づき、全学単位、各学部・学科及び各研究科単位での自己点検・評価を行っている。 (根拠資料) ・令和 5 年度社会連携推進委員会資料

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
10 (1)	①	〈大学運営に関する方針の明示〉 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 ○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知	1	・令和5（2023）年度から5カ年に亘る第3期の期間中に重点的に取り組む事項を定めた「第3期中期計画大学改革ビジョン2023」においては、①学園の持続的発展をめざして、②社会変化と未来を見据えた人材育成、③多様なニーズを満たす学生支援と就職支援、④地域との共創とグローバル化の推進、⑤学園運営組織の機能強化と経営の安定化の5つの重点分野における30項目の行動計画で構成されている。 このうち、第5分野「学園運営組織の機能強化と経営の安定化」において、「適正な人材確保と人材マネジメントによる組織力の強化」「職場環境の改善による働き甲斐のある職場の実現」「安全・安心キャンパスの実現」「スマートキャンパスの実現」「ダイバーシティキャンパスの実現」「ガバナンスの確立と財政健全化による財政基盤の強化」の6点についての行動計画において大学運営に関する方針を明示している。 「大学改革ビジョン2023」は学内すべての教職員に大学改革学内フォーラム等を通して周知・共有するとともに、大学ホームページにおいて学内外に公表している。 （根拠資料） ・大学改革ビジョン2023
10 (1)	②	〈方針に基づく組織の設置と権限の明示、大学運営〉 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	○適切な大学運営のための組織の整備 ・学長の選任方法と権限の明示 ・役職者の選任方法と権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応 ○適切な危機管理対策の実施	1	・学長の選任は、四国大学学長候補者選考規則に従って推薦委員会学長候補適任者を選出し、四国大学長選挙管理委員会細則に基づいて教職員の投票を行ったうえで、評議会を経て理事会で決定している。学長は教学上の最高責任者であるとともに、法人の理事及び評議員でもあり、法人と大学との間で合意形成の役割を果たす立場にある。 ・学部長は、四国大学学部長選考規則に基づき、学部教授会からの推薦者の中から学長が選考し任命している。学部長の権限は、学部の管理・運営の総括責任者であり、四国大学学部等教授会通則に従って学部教授会の議長となる。研究科長は、四国大学大学院研究科長選考規則に従って、研究科委員会の推薦者の中から学長が任命している。副学長については、四国大学副学長に関する規則、附属図書館長については、四国大学附属図書館長選考規則、学内共同教育研究施設長については、各センター規則により、それぞれ選出している。 ・教授会の役割は、四国大学学則及び四国大学学部等教授会通則により規定されている。 ・学長と教授会の関係について、四国大学大学院研究科委員会通則及び四国大学学部等教授会通則に規定し、関係を明確にしている。 ・学生の意見や要望等を広く聴取するため、毎年実施する授業評価アンケート結果を分析・評価するとともに、大学、短大、大学院の各学生代表者3名も委員となっている学生基本調査専門委員会においてIRコンソーシアム学生調査の結果を分析・検証し、学生満足度の向上に取り組んでいる。教員の意見は、教授会、研究科委員会等で収集され、学部長、研究科長を通じて関係する委員会で検討される。事務職員については、事務局長が議長として毎月1回開催する課長会議において、意見交換等を行っている。 ・危機管理対策としては、学校法人四国大学危機管理規程に基づいて危機管理委員会を設置し、理事長を委員長として危機管理に関する重要な事項を審議・決定している。また、同委員会の下で消防計画及び南海トラフ地震防災対策計画を策定するとともに、防災対応マニュアル 大地震と津波編 を整備し、地震発生時の対応を学生及び教職員に周知している。 ・学校法人四国大学危機管理規程に基づき、理事長を本学全体における危機管理を総括する責任者とし、本学における危機管理に関する重要な事項を審議する危機管理委員会の委員長として、様々な危機管理対策を講じている。平成30（2018）年度には大規模地震・津波等の発生後においても、大学運営上の重要業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方針・体制・手順等を示した「学校法人四国大学業務継続計画（BCP）」を策定した。また、令和2（2020）年度には「新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画（BCP）」を策定するとともに学生及び教職員に周知するとともに、必要に応じて改定を行い危機管理対策に努めている。

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
10 (1)	②			1	(根拠資料) ・ 四国大学学長候補者選考規則 ・ 四国大学学部長選考規則 ・ 四国大学学部等教授会通則 ・ 四国大学大学院研究科長選考規則 ・ 四国大学副学長に関する規則 ・ 四国大学附属図書館長選考規則 ・ 各センター規則 ・ 大学学則 ・ 四国大学学部等教授会通則 ・ 学校法人四国大学危機管理規程 ・ 学校法人四国大学業務継続計画（BCP） ・ 新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画（BCP）
10 (1)	③	〈予算編成、予算執行の適切性〉 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	○予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・ 内部統制等 ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定	1	・ 財政健全化に関する基本方針、予算編成基本方針及び予算大綱に基づき予算要求を行い必要に応じてヒアリングを実施し、適切な予算編成に努めている。 ・ 予算管理及び執行等に関する監査については、監事、公認会計士、内部監査室が必要に応じて連携を図りながら役割を分担しつつ、効果的に行っている。また、年1回以上3者による情報の交換会を実施している。 ・ 財政健全化プロジェクトチームを設置「財政健全化に関する基本方針」について検討を諮り10月開催理事会において決定した。この基本方針については、予算要求説明会及び令和5（2023）年度第2回大学改革学内フォーラムにおいて教職員への周知徹底に努めた。 (根拠資料) ・ 学校法人四国大学2024年度予算編成基本方針 ・ 財政健全化に関する基本方針
10 (1)	④	〈大学運営等に係る事務組織の整備と機能化〉 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善	1	・ 事務組織は、学校法人四国大学事務組織規程及び四国大学事務組織規則に基づき部・課・室を組織し、学長の指示のもと事務局長が統括している。また各部・課・室には規程及び規則に基づいて管理職を置き、各部・課の統括にあたらせている。 ・ 職員の採用については、四国大学事務系職員採用候補者選考規則に基づき、新卒者を中心とする若手職員の採用と、企業・学校等の退職者の採用を行っている。若手職員の採用については、学外にも公募の範囲を広げ、筆記による1次試験と面接による2次試験の2段階で選考している。企業・学校等の退職者の採用については、専門的職種の欠員補充を中心に、書類と面接による選考・採用を行っている。 ・ 業務内容の多様化、専門化に対応するために、各種の研修に参加することで専門性を高めるとともに、業務内容に応じてアウトソーシングの活用を図っている。 ・ 組織横断的な問題に当たっては、各学部長と事務局各部長を中心に開催される部長会議において、教育組織と事務局の間の連絡調整が図られている。また、課の事務職員が委員会事務局として総括・事務処理に当たる一方、多くの委員会で事務職員も委員として参画しており、教員と事務職員が一体となって様々な課題に取り組んでいる。 ・ 職員の人事考課は、四国大学事務職員人事評価指針に基づいて実施しており、評価結果と所属長からの推薦に基づいて、賞与のインセンティブ実施している。 (根拠資料) ・ 学校法人四国大学事務組織規程 ・ 四国大学事務組織規則 ・ 四国大学事務系職員採用候補者選考規則 ・ 学校法人四国大学事務職員等人事評価指針 ・ 学校法人四国大学事務職員等人事評価実施要項

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
10 (1)	⑤	〈教職員の意欲、資質の向上〉 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。	○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施	1	・これまでも実施してきた内容を明文化し、令和 6（2024）年 4 月 24 日の評議会において「四国大学SD推進規則」を審議、制定し、同日から施行した。 ・この四国大学SD推進規則及び学校法人四国大学職員研修実施計画に基づき、組織的、計画的に職員の研修を実施している。学内研修では、すべての事務職員を対象に、学内教職員が講師となつて行う研修や外部講師を招いての研修を実施している。これらのSD活動の大半は、教員も対象にしており、教員と職員で共通認識を持てるように取り組んでいる。学外研修については、外部で実施しているセミナーへの派遣や、私立大学協会等の研修会へ参加するほか、SPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）主催の「SPODフォーラム」等に継続的に参加してしている。 ・今年度からは、e-Learningを活用して、より専門性の高い研修が実施できるよう研修実施計画の見直しを行う。 （根拠資料） ・四国大学SD推進規則 ・四国大学職員研修実施計画
10 (1)	⑥	〈大学運営の適切性の点検・評価、改善・向上〉 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○監査プロセスの適切性 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	1	・「第 3 期中期計画大学改革ビジョン2023」に掲げられている第 5 分野「学園運営組織の機能強化と経営の安定化」の各行動計画の適切性の検証については、進捗管理として大学改革推進本部のもとに置かれた「大学改革評価作業部会」で点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行う。また、今年度から大学内部質保証推進委員会の指示を受けた自己点検・評価委員会からの指示に基づく自己点検・評価結果を検証し、改善が必要と認められた事項については推進委員会からの改善指示に従い改善の計画・実施することで大学運営についての適切性を担保していく。 ・予算管理及び執行等に関する監査については、監事、公認会計士、内部監査室がそれぞれ定期的、あるいは必要に応じて連携を図りながら役割分担しつつ、効率的かつ効果 的に行っている。監事の職務は、私立学校法、寄附行為及び監事監査規程に基づき、業務及び財産の状況についての監査及びこれらの状況について理事会に出席し意見を述べることであり、適正に実施されている。監事は学外者 2 名で、理事会及び評議員会の審議、報告事項を通じて、学校法人の業務状況を把握しており、決算の際には、主要な決算書類の監査を実施している。これらの監査結果については、理事会における決算書の審議に先立ち、監査 報告書として理事長に提出されている。外部監査としての公認会計士による監査は、私立学校振興助成法に基づき実施されるものである。監査においては、理事会、評議員会の議事録による確認、内部統制を含め各部署での実地調査を行うなど詳細な監査を実施している。そのうえで改善すべき事項については適切な指導助言が行われており、本学はそれらに基づき厳正で効率的な財務運営に努めている。内部監査室は、「学校法人四国大学内部監査実施要綱」に基づき、毎年度「内部監査実施計画」を策定し、コンプライアンスの遵守、業務活動及び会計処理等について客観的に調査・検証を実施している。これらの監査結果は、「内部監査報告書」（内部監査室資料）として取りまとめ理事長宛に提出し報告されている。 （根拠資料） ・学校法人四国大学寄附行為 ・学校法人四国大学監事監査規程 ・学校法人四国大学内部監査実施要綱

【基準10(2) 大学運営・財務—財務】

自己評価： 1できている 2一部できていない 3できていない

基準 /項目		点検・評価項目	評価の視点	自己 評価	現状説明、課題及び改善方策
10 (2)	①	〈中・長期の財政計画の策定〉 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。	○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 ○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定	1	・大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画については、現在は「第3期中期計画大学改革ビジョン2023」において策定している。「大学改革ビジョン2023」では、法人運営及び教学改革を具現化するための「第3期中期計画に係る中・長期財政計画」を策定し、取り組みをスタートさせた。財務関係比率に関する指標・目標の設定について、財務比率は日本私立学校振興・共済事業団が提供している「学校法人会計基準改正に伴う財務比率の変更について」を活用している。また、この比率のほか、事業団の提供する「経営判断指標」及び「自己診断チェックリスト」も活用している。この分析については理事会での報告以外にも、大学改革学内フォーラムにおいて教職員への周知徹底に努めている。 ・令和4(2022)年度予算編成基本方針から財務比率は、「人件費比率」50%未満、「経常収支差額比率」10%、「教育活動資金収支差額比率」20%以上の比率となることを達成目標としている。「大学改革ビジョン2023」に基づき、安定的かつ健全な財政基盤の確立と、教育研究活動の質保証に配慮した財源確保と一層の支出抑制に努めている。 (根拠資料) ・第3期中期計画に係る中・長期財政計画 ・学校法人四国大学2024年度予算編成基本方針 ・学校法人四国大学の財務状況及び経営状況【令和元年度～令和5年度】
10 (2)	②	〈安定的な財政基盤の確立〉 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。	○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分） ○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み ○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等	1	・大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財政基盤の確立及び財源確保に資する取組として、一つは、前章③に記述したような実行性のある予算編成体制の確立であり、二つ目は予算要求時のシーリング設定や予算配分時における予算の10%留保の実施等の予算編成時及び予算執行時の経費削減に向けたルール作りである。これにより、予算要求単位ごとに、更なる経費抑制策の検討、並びに創意工夫による事業実施を依頼している。また、引当特定資産の積立てを計画的に行い、施設・設備の適正な更新を目指して運用している。更に、支出抑制の最大の命題である人件費の削減については、「財政健全に資する人件費削減計画」を策定し、計画的な取組を推進している。 ・学納金を大半の原資として経営している私立大学にとって、大学経営の安定化のためには、学内資金以外に外部からに資金を獲得することが不可欠である。 科学研究費補助金については、平成22(2010)年度に科学研究費補助金採択推進プロジェクトチームを学内に設置し、以来科学研究費補助金の獲得に向けた全学的取組を行い、科学研究費補助金の申請においては、大学全体の申請率・採択率とも増加傾向にある。また、外部資金全般の獲得を目指して調査・研究・審議する組織として、平成27(2015)年度に社会連携推進委員会に外部資金獲得推進部会を設置した。当組織において、科学研究費補助金はもとより国庫補助金、地方公共団体補助金、民間研究団体助成金、受託事業・受託研究収入等を含む外部資金の獲得・増額に資する方策等について検討し、新たな財源確保に向けて全学的な取組体制の整備を行い、外部資金獲得に努めている。 ・安定的な財政基盤の確立を図るため「大学改革2023」に基づき、「財政健全化検討プロジェクトチーム」を設置し、「財政健全化に関する基本方針」を検討、10月開催理事会において承認された。 ・外部資金全般の積極的に公的研究費の獲得を目指して社会連携推進委員会に外部資金獲得推進部会をおき外部資金の獲得・増額に資する方策等について検討し、新たな財源確保に向けた外部資金の獲得に努めている。 ・資産運用については、教育・研究活動の安定的・継続的發展に資することを目的として、安全かつ確実性の高い預・貯金及び有価証券等で元本回収の確実性を勘案し、かつ、高い運用益が見込まれる方法で計画的に運用している。 (根拠資料) ・大学改革ビジョン2023 ・財政健全化に関する基本方針 ・令和5年度外部資金等獲得状況一覧

2. 大学院各研究科

【基準1 理念・目的】

自己評価： 1 できている 2 一部できていない 3 できていない

				文学研究科	経営情報学研究科	人間生活科学研究科	看護学研究科
基準 /項目		評価項目	評価の視点	点検・評価項目		自己評価	
1	①	(理念・目的の設定) 大学の理念・目的を適切に設定しているか。 また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	○学部においては、学部、学科ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性	1	学科等ごとに人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	1	1
				2	学科等の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的（教育基本法、学校教育法参照）と整合しているか。	1	1
				3	学科等の目的は、建学の精神や大学の理念（教育方針）を踏まえたものとなっているか。	1	1
				4	学科等の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	1	1
1	②	(理念・目的の公表) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	○学部においては、学部、学科ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表	5	学科等の目的は、公的な刊行物、ホームページ等に適切に明示されているか。	1	1
				6	学科等の目的は、公的な刊行物、ホームページ等によって公表されているか。	1	1
1	③	(計画・施策等の設定) 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定	7	大学の理念・目的を踏まえ、学科等における目的等を実現していくため、将来を見据えた中長期的な視点に立った計画を設定しているか。	1	1
				8	学科等の中・長期的な視点になった計画は適切に実行されているか。実行責任者体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現につながっているか。	1	1
1	④	学部・研究科の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。		9	学科等の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	1	1
				10	理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	1	1

【基準4 教育課程・学修成果】

自己評価： 1できている 2一部できていない 3できていない

					文学研究科	経営情報学研究科	人間生活科学研究科	看護学研究科
基準 /項目		評価項目	評価の視点	点検・評価項目	自己評価			
4	①	〈卒業（修了）認定・学位授与の方針の設定と公表〉 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表	11 大学におけるディプロマ・ポリシーと各学科又は各研究科のディプロマ・ポリシーは整合しているか。	1	1	1	1
				12 ディプロマ・ポリシーは教育目的と整合しているか。	1	1	1	1
				13 ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等当該学位にふさわしい学修成果が明示されているか。	1	1	1	1
4	②	〈教育課程編成・実施の方針の設定と公表〉 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	14 カリキュラム・ポリシーを設定し、公的な刊行物、ホームページ等によって公表されているか。また、その周知方法は有効であるか。	1	1	1	1
				15 カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系的性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成する上で重要かつ具体的な方針が示されているか。	1	1	1	1
				16 カリキュラム・ポリシーは、教育目的やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	1	1	1	1
		教育目的、学位授与方針及び教育課程編成実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。	17 教育目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性を定期的に検証しているか。	1	1	1	1	
			18 教育目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1	1	1	1	
4	③	〈方針に基づく授業科目の開設と教育課程の体系的性〉 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系的性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）	19 教育課程は、大学・短期大学部及び各学科又は各研究科のディプロマ・ポリシーと整合しているか。	1	1	1	1
				21 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	1	1	1	1

				文学研究科		経営情報学研究科	人間生活科学研究科	看護学研究科
基準 /項目	評価項目	評価の視点	点検・評価項目	自己評価				
4	③	・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）	22	各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準や各免許・資格に係る法令及び学則に則り適切に設定されているか。	1	1	1	1
			23	授業科目の位置づけ（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目的等を達成する上で必要な授業科目がバランスよく編成されているか。	1	1	1	1
		○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施	27	教育課程は、社会や時代のニーズを反映し、就業力など社会が求める人材育成に対応したものとなっているか。	1	1	1	1
			29	教育課程は、カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学修成果の修得につながるものとなっているか。	1	1	1	1
			30	教育課程は、わかりやすく可視化されているか。	1	1	1	1
			31	教育目的を達成するため、適切な時間割となっているか。	1	1	1	1
			32	教育課程を運用するための体制が整い、適切に機能しているか。	1	1	1	1
			34	コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮がされているか。（【修士】【博士】）	1	1	1	1
			35	学科等の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための教育が適切に実施されているか。	1	1	1	1
			36	教育目的に照らした各免許・資格の取得や支援環境が整っているか。	1	1	1	1
			37	学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学生への適切な指導体制となっているか。	1	1	1	1

				文学研究科	経営情報学研究科	人間生活科学研究科	看護学研究科	
基準 /項目	評価項目	評価の視点	点検・評価項目	自己評価				
4	④	〈学習の活性化と効果的な教育〉 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。 ○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】） ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）	38	単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限は履修科目単位数の上限に関する内規に基づき設定しているか。	1	1	1	1
			39	シラバスに、授業の目的・内容、到達目標（学修成果）、授業計画、事前・事後学習等についてを、具体的に記載しているか。	1	1	1	1
			40	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。	1	1	1	1
			41	学生の主体的参加を促すための配慮（授業形態、授業内容、アクティブラーニングなど多様な授業方法）を行っているか。	1	1	1	1
			43	授業科目に即した適切な教材が使用されているか。	1	1	1	1
			44	教育課程の運用のために適切な人材配置（教員数、専門性）が行われているか。	1	1	1	1
			45	教育課程の運用のために必要な連携（科目担当教員間、学科等間など）が図られているか。	1	1	1	1
			46	履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学修に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。	1	1	1	1
			47	学生の学修を活性化し、教育の質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。	1	1	1	1
48	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学修成果の修得につながる教育方法となっているか。	1	1	1	1			

				文学研究科	経営情報学研究科	人間生活科学研究科	看護学研究科
基準 /項目	評価項目	評価の視点	点検・評価項目	自己評価			
4	⑤	〈成績評価、単位認定、学位授与の適切な実施〉 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。 ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり ○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり	49 成績の評価基準や評価方法はシラバスなどで公表されているか。	1	1	1	1
			50 他の大学院で修得した単位の認定は、適切な手続きに従って、合計60単位（短大30単位）を越えない範囲で行っているか（編入学者を除く）。	1	1	1	1
			53 修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	1	1	1	1
			54 ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	1	1	1	1
			55 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。	1	1	1	1
4	⑥	〈学習成果の把握と評価〉 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。 ○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。） ○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ループリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 ○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり	56 各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するために、学修成果を測るための評価指標（評価方法）を設定しているか。	1	1	1	3
			58 学修成果の測定を目的とした学生調査や、卒業生、就職先への意見聴取を行っているか。	1	1	1	2
4	⑦	〈教育課程の点検・評価、改善・向上〉 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	59 教育課程及び教育内容・方法の適切性について、定期的に点検・評価を実施しているか。また、何に基づき（資料、情報などの根拠）点検・評価しているか。	1	1	1	1
			60 上記の点検評価結果をカリキュラムの改善に役立っているか。（また、どのように役立っているか。具体的例をもとに記載してください）	1	1	1	1
			61 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内（FD委員会）や学外のFDに係る研修会を活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。	1	1	1	1

【基準5 学生の受け入れ】

自己評価： 1できている 2一部できていない 3できていない

				文学研究科	経営情報学研究科	人間生活科学研究科	看護学研究科	
基準 /項目		評価項目	評価の視点	点検・評価項目	自己評価			
5	②	〈方針に基づく入学者選抜制度・体制の整備と公正な実施〉 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）	62 アドミッション・ポリシーに基づいて学生募集方法や入学者選抜制度（入試方式、募集人員、選考方法等）は適切に設定されているか。	1	1	1	1
				63 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	1	1	1	1
				64 一般入試、推薦入試、A0入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	1	1	1	1
				65 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また、責任の所在を明確にしているか。	1	1	1	1
				66 障がいのある受験生に対し、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜が実施されているか。	1	1	1	1
5	③	〈入学者及び在籍学生数の定員管理〉 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】） ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】） ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応	68 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00～1.29の範囲となっているか。	2	3	3	1
				70 定員の未充足について、原因調査を行い改善方策のとりまとめを行っているか。	1	1	1	1
5	④	〈学生受け入れの点検・評価、改善・向上〉 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	71 アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	1	1	1	1
				72 学生募集及び入学者選抜の適切性を定期的に検証する体制を整備し、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	1	1	1	1
				73 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1	1	1	1

【基準6 教員・教員組織】

自己評価： 1 できている 2 一部できていない 3 できていない

				文学研究科		経営情報学研究科	人間生活科学研究科	看護学研究科
基準 /項目	評価項目	評価の視点	点検・評価項目	自己評価				
6 ①	（本学が求める教員像及び教員組織の編成方針の明示） 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。	○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示	74	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	1	1	1	1
			75	組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	1	1	1	1
			76	学科等の目的を実現するために、教員組織の編成方針を明確にしているか。	1	1	1	1
			77	学部、学科等の個性や特色を発揮するために、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。	1	1	1	1
			78	各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任の所在について明確にされているか。	1	1	1	1
6 ②	（方針に基づく教員組織の編成） 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。	○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編成のための措置 ・教員組織の編成編成に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ○教養教育の運営体制	79	研究科における専任教員数は、大学院設置基準を充足しているか。	1	1	1	1
			80	研究科において、大学院設置基準上専任教員数の半数は教授となっているか。	1	1	1	1
			82	教員組織の編成方針に則って教員組織が編成されているか。	1	1	1	1
			83	専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	1	1	1	1
6 ③	（教員の募集、採用、昇任等の適切な実施） 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	84	教員の募集・採用・昇格に関する手続を明確にしているか。	1	1	1	1
			85	教員の募集・採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	1	1	1	1

				文学研究科				経営情報学研究科	人間生活科学研究科	看護学研究科
基準 /項目	評価項目	評価の視点	点検・評価項目	自己評価						
6	④	〈FD活動の実施を通じた教員の資質向上、教員組織の改善・向上〉 ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	86	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	1	1	1	1	1	1
			87	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	1	1	1	1	1	1
			88	教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化につなげているか。	1	1	1	1	1	1
6	⑤	〈教員組織の適切性の点検・評価、改善・向上〉 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	89	教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1	1	1	1	1	1

3. 大学各学部学科

【基準1 理念・目的】

自己評価： 1 できている 2 一部できていない 3 できていない

基準 /項目	評価項目	評価の視点	点検・評価項目	文学部			経営情報学部		生活科学部			看護学部
				日本文学科	書道文化学科	国際文化学科	経営情報学科	メディア情報学科	人間生活科学科	健康栄養学科	児童学科	看護学科
				自己評価								
1	①	〈理念・目的の設定〉 大学の理念・目的を適切に設定しているか。 また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。 ○学部においては、学部、学科ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性	1 学科等ごとに人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			2 学科等の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的（教育基本法、学校教育法参照）と整合しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			3 学科等の目的は、建学の精神や大学の理念（教育方針）を踏まえたものとなっているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			4 学科等の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	②	〈理念・目的の公表〉 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。 ○学部においては、学部、学科ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表	5 学科等の目的は、公的な刊行物、ホームページ等に適切に明示されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			6 学科等の目的は、公的な刊行物、ホームページ等によって公表されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	③	〈計画・施策等の設定〉 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。 ○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定	7 大学の理念・目的を踏まえ、学科等における目的等を実現していくため、将来を見据えた中長期的な視点に立った計画を設定しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			8 学科等の中・長期的な視点になった計画は適切に実行されているか。実行責任者体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現につながっているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	④	学部・研究科の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	9 学科等の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			10 理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1

【基準4 教育課程・学修成果】

自己評価： 1 できている 2 一部できていない 3 できていない

				文学部			経営情報学部		生活科学部			看護学部	
				日本文学科	書道文化学科	国際文化学科	経営情報学科	メディア情報学科	人間生活科学科	健康栄養学科	児童学科	看護学科	
基準 /項目		評価項目	評価の視点		点検・評価項目		自己評価						
4	①	〈卒業（修了）認定・学位授与の方針の設定と公表〉 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表	11	大学におけるディプロマ・ポリシーと各学科又は各研究科のディプロマ・ポリシーは整合しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
				12	ディプロマ・ポリシーは教育目的と整合しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
				13	ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等当該学位にふさわしい学修成果が明示されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
4	②	〈教育課程編成・実施の方針の設定と公表〉 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性	14	カリキュラム・ポリシーを設定し、公的な刊行物、ホームページ等によって公表されているか。また、その周知方法は有効であるか。	1	1	1	1	1	1	1	1
				15	カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系的性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成する上で重要な具体的な方針が示されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
				16	カリキュラム・ポリシーは、教育目的やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
		教育目的、学位授与方針及び教育課程編成実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。	17	教育目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性を定期的に検証しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	
			18	教育目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織・権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	
4	③	〈方針に基づく授業科目の開設と教育課程の体系的性〉 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系的性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】） ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施	19	教育課程は、大学・短期大学部及び各学科又は各研究科のディプロマ・ポリシーと整合しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
				20	教育課程は、「四国大学スタンダード」を反映したものとなっているか。（【学士】）	1	1	1	1	1	1	1	1
				21	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
				22	各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準や各免許・資格に係る法令及び学則に則り適切に設定されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1

基準 /項目	評価項目	評価の視点	点検・評価項目	文学部			経営情報学部		生活科学部			看護学部
				日本文学科	書道文化学科	国際文化学科	経営情報学科	メディア情報学科	人間生活科学科	健康栄養学科	児童学科	看護学科
				自己評価								
			23 授業科目の位置づけ（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目的等を達成する上で必要な授業科目がバランスよく編成されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	③	〈方針に基づく授業科目の開設と教育課程の体系性〉 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 ○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】） ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施	24 専門教育への導入に関する配慮（初年次教育、導入教育の実施等）を行っているか。（【学士】）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			25 全学共通教育は、高大接続を考えたものとなっているか。（【学士】）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			26 専門教育は、全学共通教育との接続を考えたものとなっているか。（【学士】）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			27 教育課程は、社会や時代のニーズを反映し、就業力など社会が求める人材育成に対応したものとなっているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			28 教育課程は、学生のレベルや多様性に沿ったものとなっているか。（【学士】）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			29 教育課程は、カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学修成果の修得につながるものとなっているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			30 教育課程は、わかりやすく可視化されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			31 教育目的を達成するため、適切な時間割となっているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			32 教育課程を運用するための体制が整い、適切に機能しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			33 教育課程の編成にあたり、適切なクラスサイズ・クラス数となっているか。（【学士】）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			35 学科等の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための教育が適切に実施されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1

				文学部			経営情報学部		生活科学部			看護学部		
				日本文学科	書道文化学科	国際文化学科	経営情報学科	メディア情報学科	人間生活科学科	健康栄養学科	児童学科	看護学科		
基準 /項目	評価項目		評価の視点		点検・評価項目		自己評価							
4	④			36	教育目的に照らした各免許・資格の取得や支援環境が整っているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				37	学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学生への適切な指導体制となっているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		〈学習の活性化と効果的な教育〉 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した１授業あたりの学生数（【学士】） ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）	38	単位の実質化を図るため、１年間の履修登録科目の上限は履修科目単位数の上限に関する内規に基づき設定しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				39	シラバスに、授業の目的・内容、到達目標（学修成果）、授業計画、事前・事後学習等についてを、具体的に記載しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				40	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				41	学生の主体的参加を促すための配慮（授業形態、授業内容、アクティブラーニングなど多様な授業方法）を行っているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				42	四国大学スタンダード自己教育力シートを有効に活用しているか。（【学士】）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				43	授業科目に即した適切な教材が使用されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				44	教育課程の運用のために適切な人材配置（教員数、専門性）が行われているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				45	教育課程の運用のために必要な連携（科目担当教員間、学科等間など）が図られているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				46	履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学修に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				47	学生の学修を活性化し、教育の質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				48	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学修成果の修得につながる教育方法となっているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1

基準 /項目	評価項目	評価の視点	点検・評価項目	文学部			経営情報学部		生活科学部			看護学部
				日本文学科	書道文化学科	国際文化学科	経営情報学科	メディア情報学科	人間生活科学科	健康栄養学科	児童学科	看護学科
				自己評価								
4	⑤	〈成績評価、単位認定、学位授与の適切な実施〉 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。 ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり ○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり	49	成績の評価基準や評価方法はシラバスなどで公表されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
			50	他大学等で修得した単位の認定は、適切な手続きに従って、合計60単位（短大30単位）を越えない範囲で行っているか（編入学者を除く）。	1	1	1	1	1	1	1	1
			51	多様な学修成果を公平で客観的に評価するGPA制度などの仕組みが構築されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
			52	ルーブリックなど、到達目標の達成度がわかるような評価になっているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
			53	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
			54	ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
			55	学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
4	⑥	〈学習成果の把握と評価〉 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。 ○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が高いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。） ○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 ≪学習成果の測定方法例≫ ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 ○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり	56	各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するために、学修成果を測るための評価指標（評価方法）を設定しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
			57	学修成果を測定するために、GPAなど各種データをはじめアセスメント・テストやルーブリックを活用しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
			58	学修成果の測定を目的とした学生調査や、卒業生、就職先への意見聴取を行っているか。	1	1	1	1	1	1	1	1

				文学部			経営情報学部		生活科学部			看護学部
				日本文学科	書道文化学科	国際文化学科	経営情報学科	メディア情報学科	人間生活科学科	健康栄養学科	児童学科	看護学科
基準 /項目	評価項目	評価の視点	点検・評価項目	自己評価								
4	⑦	〈教育課程の点検・評価、改善・向上〉 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	59 ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	教育課程及び教育内容・方法の適切性について、定期的に点検・評価を実施しているか。また、何に基づき（資料、情報などの根拠）点検・評価しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1
			60	上記の点検評価結果をカリキュラムの改善に役立てているか。（また、どのように役立てているか。具体的例をもとに記載してください）	1	1	1	1	1	1	1	1
			61	授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内（FD委員会）や学外のFDに係る研修会を活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。	1	1	1	1	1	1	1	1

【基準5 学生の受け入れ】

自己評価： 1 できている 2 一部できていない 3 できていない

				文学部			経営情報学部		生活科学部			看護学部		
				日本文学科	書道文化学科	国際文化学科	経営情報学科	メディア情報学科	人間生活科学科	健康栄養学科	児童学科	看護学科		
基準 /項目	評価項目		評価の視点	点検・評価項目		自己評価								
5	②	〈方針に基づく入学者選抜制度・体制の整備と公正な実施〉 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）	62	アドミッション・ポリシーに基づいて学生募集方法や入学者選抜制度（入試方式、募集人員、選考方法等）は適切に設定されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	
				63	受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	
				64	一般入試、推薦入試、A0入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	
				65	学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また、責任の所在を明確にしているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	
				66	障がいのある受験生に対し、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜が実施されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	
				5	③	〈入学者及び在籍学生数の定員管理〉 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】） ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】） ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応	67	学科等における過去3年の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00～1.29の範囲となっているか。（【学士】）	1	1	3	1	1
68	学科（課程）における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00～1.29の範囲となっているか。	1	1					3	1	1	1	1	3	2
69	編入学定員に対する編入学生数比率が1.00～1.29の範囲となっているか。（【学士】）	3	2					1	3	2	1	3	3	3
70	定員の未充足について、原因調査を行い改善方策のとりまとめを行っているか。	1	1					1	1	1	1	1	1	1
5	④	〈学生受け入れの点検・評価、改善・向上〉 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上					71	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	1	1	1	1	1
				72	学生募集及び入学者選抜の適切性を定期的に検証する体制を整備し、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				73	学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1

【基準6 教員・教員組織】

自己評価： 1 できている 2 一部できていない 3 できていない

基準 /項目	評価項目	評価の視点	点検・評価項目	文学部			経営情報学部		生活科学部			看護学部
				日本文学科	書道文化学科	国際文化学科	経営情報学科	メディア情報学科	人間生活科学科	健康栄養学科	児童学科	看護学科
				自己評価								
6 ①	〈本学が求める教員像及び教員組織の編成方針の明示〉 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。	○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示	74 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			75 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			76 学科等の目的を実現するために、教員組織の編成方針を明確にしているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			77 学部、学科等の個性や特色を発揮するために、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			78 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任の所在について明確にされているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6 ②	〈方針に基づく教員組織の編成〉 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。	○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編成のための措置 ・教員組織の編成編制に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ○教養教育の運営体制	79 学科等における専任教員数は、大学設置基準を充足しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			80 学科等において、専任教員数（助教除く）の半数（短大3割）は教授となっているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			81 学科等の教員編成は、各年代の比率が著しく偏っていないか。	1	1	1	1	2	1	1	2	1
			82 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			83 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6 ③	〈教員の募集、採用、昇任等の適切な実施〉 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	84 教員の募集・採用・昇格に関する手続を明確にしているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			85 教員の募集・採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	1	1	1	1	1	1	1	1	1

基準 /項目	評価項目	評価の視点	点検・評価項目	文学部			経営情報学部		生活科学部			看護学部
				日本文学科	書道文化学科	国際文化学科	経営情報学科	メディア情報学科	人間生活科学科	健康栄養学科	児童学科	看護学科
				自己評価								
6	④	〈FD活動の実施を通じた教員の資質向上、教員組織の改善・向上〉 ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	86	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	1	1	1	1	1	1	1
				87	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	1	1	1	1	1	1	1
				88	教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化につなげているか。	1	1	1	1	1	1	1
6	⑤	〈教員組織の適切性の点検・評価、改善・向上〉 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	89	教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	1	1	1	2	1	1	1